

ごあいさつ

広島県教育委員会では、この度、21世紀という新しい時代の広島県の生涯学習を推進していくガイドラインとして「広島県生涯学習推進構想」を取りまとめました。

この推進構想は、「これから生涯学習では、知ること、行動すること、共に生きることを一体的に行なうことが重要である」という基本的な考え方方に立って、生涯学習県ひろしまの実現をめざしています。

特色としては、まず、学校教育を生涯学習推進の基盤に位置付けました。次に、これからは学んだ成果を適切に評価し、ボランティア活動や地域社会の発展に生かすための支援を充実させることがあります。更に、生涯学習は生涯学習関係機関・団体のパートナーシップによって推進していくことなどがあげられます。

21世紀は、これまでにも増して社会・経済の急激な変化が予想されます。こうした時代において、生きがいを持ち豊かで充実した人生や活力ある社会を創造するためには、変化に対応できる知識や技術を身に付けるとともに、身に付けた知識や技術を生かせるような環境づくりが必要となっています。

広島県のめざす「日本一住みやすい生活県ひろしま」を実現していく上でも、県民生活に密接に関わっている生涯学習の推進は大きな鍵になります。

県教育委員会では、生涯学習の主役である県民の皆様や、その学習を支える生涯学習関係機関・団体の方々にこの推進構想の趣旨を御理解いただき、それぞれの立場で生涯学習を推進していただきたいと願っております。

終わりに、この推進構想の策定に当たり、貴重な御意見を賜りました広島県生涯学習推進会議委員をはじめとする関係者の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

平成11（1999）年2月

広島県教育委員会
教育長 辰野裕一

目 次

【はじめに】	1
1 推進構想策定の趣旨	1
2 推進構想の役割	3
3 推進構想の構成	3
【総 論】	4
1 生涯学習の意義と必要性	4
(1) 生涯学習の意義	4
(2) 生涯学習の必要性	5
2 広島県のめざす方向	7
(1) 基本理念	7
(2) 基本目標	7
(3) 具体的な推進方策	8
広島県の生涯学習のめざす方向	10
【各 論】	11
第1章 具体的な推進方策	11
I 学習意欲の高揚 ～明日へふみだす学びの一歩～	11
II 学習支援の充実 ～いつでもどこでも学びの応援～	12
1 多様な学習機会の提供	12
(1) 多様な学習の場の充実	12
① 日常生活における学習の充実	
② 学校教育における学習の充実	
③ 社会教育における学習の充実	
④ 地域社会における学習の充実	
⑤ 職場における学習の充実	
(2) 現代的課題に関する学習機会の充実	15
① 人間の尊厳が尊重される社会を築くための学習	16
ア 人権意識を高めるための学習	
イ 子どもの成長を育むための学習	
ウ 男女共同参画社会の実現をめざす学習	
エ 社会参加を促進するための学習	
② 安全で快適に生活できる社会をつくるための学習	17
ア 安全な生活をおくるための学習	
イ 豊かな消費生活をおくるための学習	
ウ 環境との共生をめざす学習	
エ 情報に親しむための学習	
③ 健やかな生活をおくるための学習	18
ア 健康づくりのための学習	
イ 生涯を楽しむためのスポーツ活動	

④ 交流・貢献を促進するための学習	19
ア 多彩な文化を創造するための学習	
イ 国際社会を生きるための学習	
ウ ボランティア活動を促進するための学習	
エ 地域振興のための学習	
2 マルチメディアの活用	20
3 生涯学習関連施設の充実と運営の弾力化	21
① 拠点施設の充実	
② 地域の施設の充実	
③ 学校施設の充実	
④ その他の生涯学習関連施設の充実	
⑤ 施設間のネットワークづくり	
⑥ 施設運営の弾力化	
4 学習参加促進のための環境づくり	24
5 指導者の養成と団体の育成	25
(1) 学習支援者の養成・確保	25
(2) 団体・グループの育成・支援	26
6 情報提供の充実	27
7 学習相談の充実	28
III 学習成果の評価・活用 ~学びで輝くひととまち~	29
1 学習成果の評価	29
2 学習成果の活用	30
IV 交流活動の促進 ~学びが育む心のふれあい~	31
V 推進体制の充実 ~学びを支えるパートナーシップ~	32
1 多元的な学習圏の構築	32
2 推進組織の充実	34
① 関係機関・団体における推進組織の充実	
② 県全体における推進組織の充実	
第2章 これからの主な取組	36
【生涯学習推進のために】	39
生涯学習システム体系図（案）	41
用語解説	42
資料編	48

【はじめに】

1 推進構想策定の趣旨

- 國際化、情報化の進展や高齢化、少子化の進行、生活水準の向上や自由時間の増加などの社会の成熟化、ものの豊かさから心の豊かさへ、あるいは仕事優先から生活優先へといった価値観や生活様式の多様化など、私たちを取り巻く社会情勢が大きく変化しています。このような変化に適切に対応し豊かで充実した人生を創造するためには、生涯にわたって絶えず知識や技術を習得していくことが必要となっています。
- 広島県では、昭和60(1985)年に策定した「広島県生涯教育推進構想」に基づき、生涯教育の普及啓発や、地域社会における社会教育の充実などにより生涯教育を振興してきました。
- しかしながら、策定後10年以上経過し、その間、「生涯教育」という考え方から「生涯学習」という考え方への転換が図られ、学習者の視点に立った施策が求められるようになりました。このことにより、学校教育や社会教育など教育の場における学習活動はもちろん、日常生活や地域社会の中で行われる学習活動を含めたすべての学習活動を、生涯学習という考え方により総合的に捉えることが重要になっています。
- また、地方分権を推進するという観点から、県や市町村が、それぞれの地域や住民の実状に応じて自主的な取組を進めていくことが必要になっています。
- このため、県民が自発的意思に基づき、いつでも学習活動を行うことができるよう、これまでの実績を踏まえながら、
 - ・ 生涯学習社会を生きていくための青少年期における基礎・基本の徹底
 - ・ 生涯にわたって学習活動を維持・発展していくような基盤の整備
 - ・ いつどこで学んだかに関係なく、学習の成果が適切に評価され、生かされるための条件整備
 - ・ 県全体で限られた学習資源を有効・適切に活用し、県民の学習活動を支援していくための生涯学習関係機関・団体の^(注1)パートナーシップの構築と、役割・責任の明確化など、21世紀に向けた新しい時代の広島県の生涯学習推進のための考え方・方向性を明らかにする新しい推進構想の策定が求められています。
- さらに、平成8(1996)年に全国に先駆けて策定した^(注2)「広島県地域生涯学習振興基本構想」に基づき、大学等高等教育機関や民間教育事業者等との連携により実施している「まなびの森ネットワーク事業」を、これまでに蓄積したノウハウを生かして全県的に展開し、県全体の生涯学習を一層推進していくことが必要です。

○ 県では、平成7(1995)年3月に広島県第四次長期総合計画「ひろしま・新たなる躍進へのプログラム」を策定し、その基本目標を“多彩な豊かさと活力の創造”として県勢の発展に努めています。その目標を実現するためには、すべての分野において県民一人ひとりの主体的な取組が重要であり、生涯学習の推進が必要不可欠です。

この推進構想は、この点に留意し、生涯学習の推進を県行政の重要な施策に位置付けるものとして、その基本的な考え方・方向性を明らかにするものです。

2 推進構想の役割

この推進構想は、21世紀に向けた新しい時代の広島県の生涯学習を推進していく基本的な考え方・方向性を明らかにするものであり、県、市町村、学校及び民間教育事業者等の生涯学習関係機関・団体が事業を実施するに当たってのガイドラインとして役立てることを目的としています。

3 推進構想の構成

この推進構想は、「総論」、「各論」、「生涯学習推進のために」の3編で構成し、更に「各論」は、「具体的な推進方策」と「これからの主な取組」の2章により構成しています。

(1) 総 論

生涯学習県ひろしまの実現に向け、生涯学習推進のための施策を実施していく上での基本的な考え方・方向性を明らかにします。

(2) 各 論

① 具体的な推進方策

これからの生涯学習を推進する上での具体的な方策について、現状と課題をふまえながら、施策の方向を明らかにします。

② これからの主な取組

①で明らかにした具体的な推進方策を受けて、今後、重点的に取り組んでいく施策を示します。

(3) 生涯学習推進のために

生涯学習を推進していくための、生涯学習関係機関・団体等それぞれの役割について明らかにします。

【総論】

1 生涯学習の意義と必要性

(1) 生涯学習の意義

① 生涯学習とは

生涯学習とは、人々が、生涯にわたって、また、あらゆる生活の場面において、知識や技術を習得するプロセスであり、その推進に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- ・ 生活の向上、職業上の能力の向上、自己の充実をめざし、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものである
- ・ 必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものである
- ・ 学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるものだけでなく、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものである

② 生涯学習社会とは

生涯学習の推進に当たっては、人々の学習が円滑に行われるよう、学習機会の拡充や学習情報の提供及び学習成果を生かすことができる機会や場の拡充を図ることが課題となっています。

生涯学習社会とは、このような生涯学習のための基盤が整備された社会であり、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、生かされる社会です。

③ 学習活動に当たって

21世紀には、これまで以上に国際化、情報化、高齢化等が進み、それに伴って価値観・生活様式が多様化するなど、急激な社会・経済の変化が予想されます。このような状況の中で、県民一人ひとりが主体性を持ち、充実感を持って生きていくとともに、豊かで活力ある社会を築いていくためには、知識や技術を習得していくことはもちろんですが、学習の成果を地域や社会の中で生かしていくことや、こうした活動をとおして他の人々と共に生きていくことが大切です。

これから生涯学習では、知ること、行動すること、共に生きることを一体的に考えることが重要であり、生涯学習関係機関・団体は、この考え方留意して、学習プログラムの開発や学習機会の提供、活動の場の開拓など基盤整備に取り組むことが必要です。また、学習者自らが、こうした生涯学習活動を創り出していくことも重要です。

(2) 生涯学習の必要性

① 自己の充実

生活水準の向上や自由時間の増大、高齢化の進行など社会の成熟化に伴い、県民の価値観や生活様式が多様化しています。また、核家族化・少子化や過疎化の進行により、人間関係が希薄化しています。こうした社会情勢の中、いかに生きがいを持って豊かで充実した人生を送ることができるかが重要になっています。

学習することや学習の成果を地域や社会の中で生かすことは、自分を表現する喜びになるとともに、自分の生き方を問い直し、新しい自分の発見にもつながります。

② 社会の変化

急激な社会の変化により、時代の求める行動様式や価値観などが大きく変化しており、これまでの考え方では対応することが難しい福祉、環境、消費生活などに係る社会的な課題が増大しています。

こうしたいわゆる^(注3)現代的課題を解決するためには、県民一人ひとりが自発的意思を持って学習し理解を深めることが大切です。また、学習の成果を生かし、個人での、更には、地域社会での取組に発展させていくことが大切です。

③ 科学技術の発展

科学技術の急速な発展や、それに伴う高度情報化、産業構造・就業構造の変化などにより、学校教育で習得した知識や技術だけでは対応できなくなり、学校卒業後も、専門的な知識や技術を継続的に学習する必要性が高まっています。このため、職業人を中心とした社会人に対して、高度で専門的・体系的・継続的な学習機会を充実することが求められています。

④ 地域の活性化

県民一人ひとりが豊かさを実感し、いきいきと生活できるような活力ある社会を実現するためには、生活の基盤となる地域社会に活力があることが不可欠です。

そのため、地域の特色を生かした学習活動や実践活動、交流活動により、生活環境の向上、地域リーダー等の人材の育成、地域文化の創造、新たな地場産業の開発など地域を活性化していくことが求められています。

⑤ 学校教育の新たな取組

学歴偏重の社会的風潮による過度の受験競争や、学校教育への過度の依存などにより、学校教育だけでなく社会の様々な分野にひずみが生じています。

こうした状況を是正するためにも、生涯学習社会を構築することが必要です。生涯学習社会においては、学ぶことが学校だけでは完結しないため、学歴がすべてではなくなります。

しかし、学校教育は、生涯にわたって学習活動を行っていくための基礎・基本を培うという重要な役割を担うことになります。生涯学習社会を生きる人間を育てるという生涯学習の観点に立って学校教育を捉え直し、教育内容や方法を見直すなどの改革を行うことが必要です。

また、現在では、社会生活におけるモラルやマナーなどについても学校で教えることが期待されるような風潮がありますが、子どもの育成については、家庭や地域社会も本来、大きな役割と責任を担っていることを自覚し、学校、家庭、地域社会が連携・協力して取り組むなど、学校教育を取り巻く状況を変革することも必要です。

2 広島県のめざす方向

(1) 基本理念

「学びが創る 豊かなひろしま」

～生涯学習県ひろしまの実現をめざして～

県民が行う学習活動やその成果を生かした実践活動が、豊かで充実した人生や活力ある社会の創造につながります。

県民が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、生かされるような「生涯学習県ひろしま」の実現をめざします。

(2) 基本目標

自然環境、文化環境、スポーツ分野での実績、特色ある産業など本県の豊かな学習資源を有効に活用しながら、県民一人ひとりの人権を尊重し自発的な学習活動を支援するという、学習者の視点に立った生涯学習の推進と、生涯学習をとおした豊かな人生や社会の構築を念頭におき、次の5項目を基本目標とします。

① 明日へふみだす学びの一歩

生涯にわたる学習活動が豊かで充実した人生や活力ある社会の創造につながることを、県民に広く啓発します。

② いつでもどこでも学びの応援

県民が、いつでも、どこでも、自由に学習活動を行うことができるよう、また、県民のますます多様化・高度化する学習ニーズに応えられるよう多様な学習機会の提供、指導者の養成や学習施設の充実など、学習活動のための環境づくりを行います。

③ 学びで輝くひととまち

学習の成果が適切に評価され、その成果を個人のキャリア開発や地域社会の発展に生かせるような条件整備を行い、活力ある“ひとづくり”や“まちづくり”を推進します。

④ 学びが育む心のふれあい

学習活動やその成果を生かした実践活動をとおして、“ひと”と“ひと”，“まち”と“まち”的交流を促進します。

⑤ 学びを支えるパートナーシップ

県全体で生涯学習の推進を図るよう、県、市町村、学校、民間教育事業者、企業等のパートナーシップによる支援体制を構築します。

(3) 具体的な推進方策

5つの基本目標を達成するために、次のような具体的な推進方策を展開する必要があります。

① 学習意欲の高揚

県民が生涯学習の意義や必要性について理解を深め、自発的に学習活動に取り組む意欲を喚起するとともに、学習意欲を具体的な学習活動に結び付けるため、広報活動やイベント等による普及啓発を行います。

② 学習支援の充実

ア 多様な学習機会の提供

県民が、いつでも、どこでも、自分に適した手段・方法により、希望する内容を学ぶことができるよう、多様な学習機会の充実を図ります。

イ ^(注4)マルチメディアの活用

マルチメディアを活用した学習内容や提供方法等についての研究開発を行います。

ウ 生涯学習関連施設の充実と運営の弾力化

学習活動の場としての生涯学習関連施設の充実を図るとともに、利用者の立場に立った弾力的な施設運営を行います。

エ 学習参加促進のための環境づくり

県民のだれもが自由に学習機会に参加できるよう、制度的支援や人的・物的支援などの環境づくりを行います。

オ 指導者の養成と団体の育成

県民の学習活動を支援するための人材の養成や、県民の学習活動をリードするような学習団体・グループを育成します。

カ 情報提供の充実

県民が個々の目的に応じた学習機会を見つけ、最も適した学習手段や方法を自ら選んで学習できるよう、各種の学習情報を迅速かつ的確に提供します。

キ 学習相談の充実

県民に学習の内容や方法について適切な助言ができるよう、学習相談機能を充実します。

③ 学習成果の評価・活用

ア 学習成果の評価

様々な学習活動の成果が、社会において適切に評価されるようなシステムづくりを行います。

イ 学習成果の活用

学習活動を通じて習得した知識や技術を、個人の資質・能力の向上や、地域社会の発展に生かせるよう、活動の場を開拓するなど活用方策を充実します。

④ 交流活動の促進

学習活動を通じた世代間や地域間の交流を促進するため、多様な交流の場を充実します。

⑤ 推進体制の充実

ア 多元的な学習圏の構築

県民の多様な学習ニーズに対応し、県内どこでも学習活動ができるよう、多元的な学習圏を構築します。

イ 推進組織の充実

生涯学習推進施策の総合的な取組を進めるため、生涯学習関係機関・団体がパートナーシップを構築し、幅広い連携・協力を推進します。

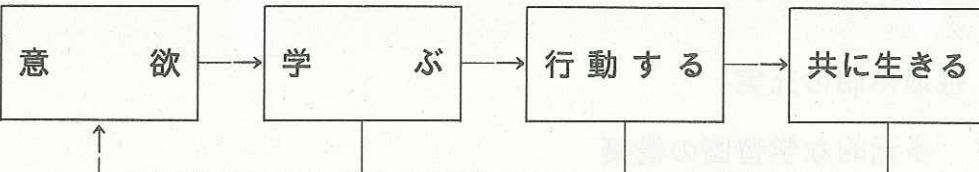
広島県の生涯学習のめざす方向

学びが創る 豊かなひろしま ～生涯学習県ひろしまの実現をめざして～



生涯学習推進のための取組

県民一人ひとりの主体的・創造的な活動



支援

5つの推進方策

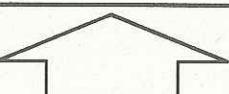
学習意欲の高揚
~明日へふみだす
学びの一歩~

学習支援の充実
~いつでもどこでも
学びの応援~

学習成果の評価・活用
~学びで輝くひととまち~

交流活動の促進
~学びが育む
心のふれあい~

推進体制の充実
~学びを支えるパートナーシップ~



生涯学習が求められる背景

自己の充実

社会の変化

科学技術の発展

地域性の化

学校教育の新たな取組

【各論】

第1章 具体的な推進方策

I 学習意欲の高揚～明日へふみだす学びの一歩～

【現状と課題】

県民一人ひとりの自ら学ぶ意欲を喚起するとともに学習意欲を具体的な学習活動に結び付けるための機会を提供するため、イベントの開催や広報誌の発行等を行っています。

県では、平成4(1992)年度から、広島県版の生涯学習フェスティバルである^(注5)「まなびメッセ広島」を県内で巡回して開催してきました。

こうした普及啓発活動の成果もあり、生涯学習が広く県民に浸透し、平成7(1995)年3月に行った生涯学習に関する県民意識調査(以下、「県民意識調査」という。)では、約9割の人が今後何らかの学習活動を行いたいと回答しています。

しかし、現実に一定期間学習活動を行っている人は約6割にとどまっており、引き続き、普及啓発活動を推進していく必要があります。

学習活動をしていない理由としては、「時間の余裕がない」という回答が半数近くになっており、ゆとりを確保していくことが生涯学習推進の大きな課題になると思われます。

【施策の方向】

- 県民の学習意欲を喚起するとともに、学習意欲を具体的な学習活動に結び付けるため、引き続き、多様なメディアを利用した広報活動や、講演会、シンポジウム等のイベントを開催し、生涯学習の普及啓発を行っていくことが必要です。
- 子どもの時から生涯学習への関心を高めるため、各学校において「生活科」や「総合的な学習の時間」など日常の学習活動の中で生涯学習の意義や内容を分かりやすく説明したり、啓発資料の作成・配布やイベントなどに参加する機会を多くすることが基本となります。
- 従業員が学習活動に参加しやすい環境づくりを進める姿勢が企業に求められます。
- 家庭、学校、職場等において、精神的・時間的・空間的なゆとりの拡大に努めることが必要です。
- 県内の生涯学習関係機関・団体が幅広く連携・協力し、全県的な“県民運動”として生涯学習の推進に取り組むことによって、「生涯学習県ひろしま」の実現をめざします。

II 学習支援の充実 ~ いつでもどこでも学びの応援 ~

1 多様な学習機会の提供

(1) 多様な学習の場の充実

【現状と課題】

県民意識調査では、県民が学習する場所としては、「個人の家・自宅」が約4分の1と最も多く、次いで、「公民館」、「集会所等の地域施設」、「民間カルチャーセンター」、「学校施設」の順となっています。

また、学習の方法としては、「サークル・グループ活動への参加」が約4分の1と最も多く、次いで、「公民館等が行う講座の受講」、「本、テレビ・ラジオ番組等を利用した独学」、「個人教授」、「民間カルチャーセンターの講座受講」の順となっているなど、県民が学習する場所や方法は非常に多岐にわたっています。

生涯学習とは、人々が、生涯にわたって、また、あらゆる生活の場面において、知識や技術を修得するプロセスであり、調査結果に示されているように、学校教育や社会教育など組織的に行われる教育活動における学習とともに、教育機関等の助けを借りずに行う個人学習も重要です。

今後、県民の多様な学習ニーズや自発的意思に基づく学習活動に応えることができるよう、こうした多様な学習の場を、その役割に応じて充実していくことが求められています。

【施策の方向】

① 日常生活における学習の充実

- 個人学習を支援するため、図書館の充実や学校図書館の開放を進めるとともに、放送大学やインターネット等マルチメディアを利用した学習プログラムの開発を行うことが必要です。
- 家庭、地域における日常生活でのふれあいや語らいも重要な学習活動であり、家族や友人・知人で気軽に利用できるような集会所や公園などの身近な施設の活用・充実の方策を考えていかなければなりません。
- 保護者が安心して子育てができるよう、子育てに関する学習機会の提供、子育て広場など情報交換や交流のための場所の提供、学習情報の提供や相談システムの充実を図ることが必要です。

特に、家庭教育における父親の役割の重要性について理解と关心を深めるため、父親の家庭教育への参加の促進・支援を行うことが必要です。

② 学校教育における学習の充実

- 就学前教育を含め、学校教育は、生涯学習の基礎・基本を培う場です。子どもが生涯にわたって学習することができるよう、「自分で課題を見つけ、自ら考え判断してよりよく問題を解決できる力=生きる力」を育成するとともに、それぞれの学校段階において必要な基礎的・基本的な知識・技術を身につける教育の徹底に努めます。
- 本を読むことは学習の基本です。子どもの頃から本に親しむ習慣をつけるために、蔵書の充実や司書教諭の配置など学校図書館の充実を図るとともに、「読書タイム」を導入することが有効です。
- 子どもの豊かな情操と創造性を育むことができるよう、芸術に関する学習の充実に努めるとともに、博物館等と連携・協力し、芸術鑑賞や地域の文化活動へ参加する機会を拡充することが必要です。
- 地域の人を講師として登用することや、授業で青少年教育施設などを利用すること、学校施設を活用して子どもと保護者のふれあい教室を開くことなど^(注6)「学社融合」の推進をめざします。
- 地域を教材化した学習プログラムを作成し、子どもが地域の人と共に学び共に生きる経験を積み重ねていくことが必要です。

③ 社会教育における学習の充実

- 社会教育は、社会教育主事や司書、学芸員等の専門職員を有し、現代的課題を含めた各種講座や体育・スポーツ活動、芸術文化活動などの幅広い学習機会を提供するなど県民の学習活動において重要な役割を担っており、その一層の充実を図ることが必要です。
- 住民の学習ニーズに応えることができるよう、その的確な把握に努めるとともに、学校や民間教育事業者等と連携・協力し、公民館等の社会教育施設において、多様な内容やレベルの学習機会を提供することが求められています。

そのため、地域における学習機会提供の状況や、参加者の状況、事業内容によっては、受講者が経費の全部または一部を負担することによって財源を確保し、事業内容を一層充実させることを検討していく必要があります。

④ 地域社会における学習の充実

- 子どもと保護者を対象にした自然体験活動やボランティア活動など、地域の学習資源を有効に活用した活動の充実が強く求められています。
- 地域住民を対象とした高等学校の開放講座や大学・専修学校等の公開講座、社会人を対象とした高度で体系的・継続的な^(注7)リカレント教育の充実に向けて、様々な施策のあり方を検討します。
- 現代的課題に関する学習機会を充実するために、児童相談所や福祉保健センター等の有する人的・物的な機能の活用を図ることも重要です。

- 企業も施設開放や講師派遣など開かれた企業づくりを推進し、地域における生涯学習の推進に積極的に貢献することが期待されます。
- 地域に根ざした生活文化、伝統文化の保存、伝承に関する学習機会を充実することが必要です。
- 学習の成果を生かす場として、特に公的機関や団体はそれぞれの実状に応じて、ボランティアの受入れ体制を整備していくことが大切です。

⑤ 職場における学習の充実

- 職業能力開発を推進するため、内部での計画的・継続的な職業訓練を行うとともに、大学や研究所等と連携・協力し、高度で専門的な知識や先端技術を習得するための研修やリカレント教育を充実することが企業、団体等に求められています。
- 意欲ある職業人の育成・確保や知識・技術の向上を図るために、高等技術専門校等における職業訓練や、それぞれの産業に関係する機関・団体による情報提供や講習・研修などの機会を拡充することが重要です。

(2) 現代的課題に関する学習機会の充実

【現状と課題】

今日、県民を取り巻く社会状況は大きく変化しており、従来の生き方や価値観、行動様式のままでは時代の動きに的確に対応できにくくなっています。県民が時代の要請に即応し、豊かな生活や社会を創造していくために新たに学習する必要がある課題、いわゆる現代的課題が増大しています。

県や市町村の関係部局・機関では、それぞれの行政課題を解決するため、現代的課題に関する研修会や講習会などの学習機会を提供しており、また、大学等高等教育機関も公開講座のテーマとして取り上げています。

しかしながら、県民に提供されている学習機会の状況を見ると、課題によって開設されている講座の数や内容に大きな差があり、現代的課題への取組みとしては必ずしも十分とは言えません。

本県がめざしている「日本一住みやすい生活県」とは、県民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが安心して快適に生活できるような社会であり、また、だれもが様々な場面で主体的、積極的に活動できるような社会です。

このような豊かな社会を築いていくためには、現代的課題についての学習が不可欠であり、それぞれの課題に関する学習機会や活動機会を充実していくことが必要です。

また、例えば60歳以上の高齢者の学習率が5%向上すると医療費が最大6,500億円少なくなるなどの試算も出されており(※)、財政や家計など経済的負担の軽減も期待されます。

【施策の方向】

- 県民が身近な生活・社会的課題を自らの課題として意識し、具体的な学習活動やその成果を生かした実践活動につなげていけるような学習プログラムの開発や学習機会の充実を図ることが必要です。
- 学校、公民館等の社会教育施設を始めとする地域の生涯学習関連施設が連携して現代的課題に関する学習を進めるとともに、地域社会における実践活動を促進しなければなりません。
- 現代的課題について指導できる人材を開拓し、学習情報提供システムへの人材情報登録を行うとともに、活動の場を提供することが必要です。
- こうした施策の推進に当たっては、^(注8)ひろしま国際プラザ、県立生活センター、県立保健環境センターなどの有する人的・物的な機能を積極的に活用することが要請されます。

例えば、住民の要望に応じて、専門知識・技術を持つ行政職員等を講師として派遣する「出前講座」の実施など具体的な方策を検討します。

※ 出典：『高齢者の学習・社会参加活動の国際比較』

平成9(1997)年 国立教育会館社会教育研修所

(課題ごとの施策の方向)

① 人間の尊厳が尊重される社会を築くための学習

ア 人権意識を高めるための学習

- すべての県民が自ら人権意識を高め、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対して正しい理解と認識を深め、その解決に取り組めるよう、関係機関相互が密接に連携し、学校や地域、職場における講演会や研修会の開催、広報誌や啓発資料の作成などの啓発活動の一層の推進に努めるとともに、指導者を育成することが必要です。
- 特に、広島は世界平和を推進する拠点であることをふまえ、平和の実現に向けた施策や取組みのあり方について一層の認識を深めるために、個人の尊厳や人権の尊重を基本とし地球的視野に立った平和学習を推進していかなければなりません。

イ 子どもの成長を育むための学習

- 家庭、学校、地域社会は、それぞれの教育機能を高めるとともに相互の連携を深め、地域ぐるみで子どもの自律性や社会性を養い、心豊かで活力に満ちた子どもを育成することが必要です。
- 家庭や学校のほか地域社会でも、子どもが日常的に学習活動ができるような環境づくりが急がれます。

ウ 男女共同参画社会の実現をめざす学習

- 男女が、性別にとらわれない自由な生き方を選択し、充実した人生を送るために、^(注9) ジェンダーに敏感な視点を身につける学習機会が求められます。
- 社会のあらゆる分野に女性が積極的に参画することを進めるため、人材養成など ^(注10) エンパワーメントのための学習機会の充実も図られる必要があります。

エ 社会参加を促進するための学習

- 高齢者、障害者等の社会参加を促進するため、各種普及啓発活動を行い、県民の福祉意識の高揚と福祉活動への参加を促進することが必要です。
- 学校や地域において福祉に関する学習機会を充実し、専門的な知識や技術を有する人材やボランティアを育成することが必要です。
- 高齢者が生きがいのある生活を送ることができるよう、「広島県高齢者健康福祉大学校」を充実するなど多様な学習機会を提供するとともに、学習の成果を生かして社会参加できるような場を提供することが必要です。
- 障害者の学習活動や社会参加を支援するため、点字図書館や障害者福祉センターの設置など施設の充実を図るとともに、職業訓練や職場適応訓練機能の拡充を図る施策が求められます。

② 安全で快適に生活できる社会をつくるための学習

ア 安全な生活をおくるための学習

- 防災意識、交通安全意識、防犯意識など、安全に関する意識の高揚を図るとともに、事故・災害等不測の事態に備えて必要な知識や技術を身に付けることができるよう、ガイドブックの作成や研修会・講習会の実施などが必要です。

そのためには、関係機関・団体が連携・協力し、地域ぐるみでの積極的な取組みが要請されます。

イ 豊かな消費生活をおくるための学習

- 若年者や高齢者を中心とした消費者被害の未然防止のため、又、自らの判断で主体的・合理的な行動ができる自立した消費者を育成するため、消費生活に関する情報提供を充実したり、学校や地域において消費生活に関する学習機会を充実する必要があります。

ウ 環境との共生をめざす学習

- 近年、環境ホルモンやダイオキシンなど環境汚染に関わる問題が深刻化しています。県民一人ひとりがゴミ処理など環境問題との関わりについて理解を深め、地域環境に配慮した生活づくりや社会づくりを推進するため、学校や地域において、体験活動を含めた環境に関する学習機会を一層充実することが喫緊の課題となっています。
- こうした課題の解決に向けては、地域において、環境に配慮した生活づくりや社会づくりを推進するための指導者やボランティア等人材を育成し、ともに環境学習を進めることが重要です。

エ 情報に親しむための学習

- 著作権保護やプライバシー保護などの情報モラルを有し、幅広い情報活用能力をもった人材を育成するため、学校や地域において情報に関する学習機会を積極的に提供することが大切です。
- 学校をはじめとする生涯学習関連施設にパソコン等情報機器を積極的に導入し、普段から情報機器に接することができるような環境づくりを進めるための施策を検討します。

③ 健やかな生活をおくるための学習

ア 健康づくりのための学習

- 県民一人ひとりが生涯を通じた健康づくりに取り組めるよう、健康に関する学習機会の提供や、健康相談体制の充実を促進する必要があります。

また、手軽な健康づくりとして、子どもから高齢者まで歩くことやジョギングが盛んに行われており、遊歩道やジョギングコースの充実が求められます。

- 近年、ますます増加している、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの^(注11)生活習慣病は、食生活の偏りや運動不足などの生活習慣が大きく影響しています。予防対策として、県民一人ひとりが日ごろから健康に関する意識を高め、行動を改善しなければなりません。
- エイズをはじめとする^(注12)新興感染症についての正しい知識の普及・啓発を行い、差別・偏見の解消に努めることが大切です。
- 保健、医療に関する専門的な知識・技術を有し、県民の健康づくりのための学習を支援する人材を育成することが必要です。

イ 生涯を楽しむためのスポーツ活動

- 県民だれもが、それぞれの能力・適性・興味・関心に応じた形でスポーツに親しめるよう、^(注13)ニュースポーツを含めた様々なスポーツ種目の講習会や、^(注14)「広島県生涯スポーツフェスティバル」などのイベントを開催することが必要です。
- また、地域スポーツ施設の充実、学校体育施設の地域開放の促進、研修等を通じたスポーツ指導者の養成や指導力の向上、スポーツ指導者・各種目のルール・スポーツ施設などに関する多様な情報提供などを通じて、県民が生涯にわたって楽しめるスポーツ活動を促進する必要があります。

④ 交流・貢献を促進するための学習

ア 多彩な文化を創造するための学習

- 県民が文化に親しみ、文化を創造する活動を支援するため、文化施設を積極的に活用した鑑賞機会の充実、文化団体の育成、文化講座の実施、文化情報の提供等を行うことが必要です。
- こうした県民の文化活動の振興が、住民の郷土意識の高揚や、観光等の経済活動の活性化、地域交流の促進などの地域づくりにつながることが期待されます。

イ 國際社会を生きるための学習

- 國際性豊かな人材を養成するため、^(注15) N G O 。^(注16) N P O との連携・協力を進め、語学や国際理解・協力のための学習機会を充実する必要があります。
- 養成した人材が活動できるよう、広島を訪れ滞在する外国人のための通訳や開発途上国での技術協力など、多元的な交流・貢献事業を進めることも重要です。
- 在日韓国・朝鮮人をはじめとする定住外国人に関する諸課題への対応と「暮らしのなかの国際化」を進めるため、講演・研修など県民の意識啓発の機会を充実するとともに、定住外国人の学習活動を支援するための様々な学習機会や学習情報の充実を図る施策も検討する必要があります。

ウ ボランティア活動を促進するための学習

- N P O 等との連携・協力を進め、ボランティア活動に関する普及啓発や情報提供などを行うことにより、ボランティア意識の醸成やボランティア活動の普及に努めるとともに、活動の場を開拓することが必要です。
- 特に、体験をとおして青少年の社会性を高めるため、青少年のボランティア活動を進めることが重要です。

エ 地域振興のための学習

- 自然、文化、産業など地域に関する学習機会を充実するとともに、学習の成果を生かした実践活動は、地域に対する住民の帰属意識や愛着を高め、地域アイデンティティの確立に資するものと考えられます。
- 大学や企業等と連携・協力し、技術向上や後継者育成、新しい産業の開発につながるような学習機会を充実し、地域産業の活性化につなげる必要があります。
- 地域に関する学習を通じて、地域資源などの知識が深まり、特産品の開発や観光資源の開発、販売や観光案内などの活動の場、交流・地域文化発信の場の充実などの成果が期待されます。

2 マルチメディアの活用

【現状と課題】

近年、情報化が飛躍的に進展し、家庭を含め、社会のあらゆる分野に情報化が浸透しつつあります。このような情報化社会においては、情報活用能力の育成とともに、マルチメディアを活用した学習機会の提供を推進することが重要になっています。

マルチメディアは学習者の時間的・地理的制約を大幅に緩和するため、学習者の都合にあわせた学習が可能であるとともに、学習者からの情報発信も可能であり、これまでの学習形態を大幅に変える可能性を持っています。また、学習者の特性や希望に沿ったきめ細かな学習活動の実現にも役立つと期待されます。

市町村においては、計画的に社会教育施設やスポーツ・文化施設等の生涯学習関連施設の整備が進められているものの、都市部と中山間地域では整備状況に差があります。また、大学等高等教育機関や民間教育事業者も都市部に集中しており、学習機会の地域間較差は非常に大きいと言えます。こうした状況を改善する方法の一つとしてマルチメディアの活用が有効です。

なお、マルチメディアの活用に当たっては、著作権やプライバシーに十分配慮することが必要です。

【施策の方向】

- 衛星通信、インターネット、ケーブルテレビ、VTRなど多様なメディアを活用した学習機会の提供や、そのための学習プログラムの開発や学習用ソフトウェアの研究開発など積極的な施策展開が求められています。
- 著作権やプライバシーの保護を含めたマルチメディアの活用に係る研修の充実も必要となります。
- ^(注17)放送大学は、衛星通信を利用した、日本全国どこでも、また、自宅でも視聴できる身近な大学です。学習支援施設として「学習センター」も各都道府県に設置されています。個人学習に有効な学習手段として積極的な活用が望まれます。

3 生涯学習関係施設の充実と運営の弾力化

【現状と課題】

県民の学習要求の高まりの中で、社会教育施設、スポーツ・文化施設などの学習施設が整備され、また、コミュニティ施設、社会福祉施設、保健衛生施設等においても様々な学習機会が提供されています。

市町村においては、これまで計画的に公民館や図書館等の整備が進められており、最近では、吉和村の^(注18)「魅惑の里」や沼隈町の^(注19)「ぬまくまガーデンアリスト」など、複数の機能を併せ持った特色ある施設も整備されています。

しかしながら、施設の整備状況には依然として地域差があるとともに、老朽化が進み住民の多様化・高度化する学習ニーズに十分に対応できなくなっている施設もあります。

また、せっかく施設設備を整備しても、住民に十分に利用されていないケースもあります。

このような状況の中、施設設備を充実するとともに、住民の利用を促進し効果的な活用を図るためには、それぞれの施設の魅力づくりや施設間のネットワーク化、住民がより利用しやすいような弾力的な施設運営が求められます。

【施策の方向】

① 拠点施設の充実

- 県の生涯学習の拠点施設として、県立生涯学習センター及び県立図書館の機能を充実します。

「県立生涯学習センター」

学習の場、交流の場、情報収集・提供の場、学習成果を生かす場として県民が気軽に利用できるよう、マルチメディアに対応した学習情報機器の充実や情報提供・学習相談の充実など、生涯学習の拠点施設としての機能を充実します。

また、調査研究機能を充実するため、大学等の関係機関との連携を進めます。

このような生涯学習拠点施設としての機能を充実することに伴い、「生涯学習システム」(P41 体系図(案)参照)における事務局としての役割を果たします。

「県立図書館」

県内の図書館の拠点施設として、職員の資質向上や施設設備を充実するとともに、市町村立図書館・公民館図書室との広域利用ネットワークによる相互協力体制を促進し、図書貸出、運営相談、情報提供などの支援機能を強化します。

- 県立のスポーツ施設、青少年教育施設、文化施設は、多様な学習機会の提供や学習活動の場として、施設の特色を生かしながら、「生涯学習県ひろしま」の実現に向けた新しい機能等のあり方を検討します。
- 県立生活センター、広島県民文化センター、^(注20)広島県女性総合センター「エソール広島」などについても、生涯学習関連施設として情報提供や相談機能を充実するとともに、人的物的な機能の積極的な活用を進めます。

② 地域の施設の充実

- 公民館は住民にとって最も身近な施設です。市町村は、住民や地域の学習ニーズに適切に対応できるよう、公民館主事等専門的職員の充実、学習プログラムの充実、施設の^(注21)インテリジェント化など機能を強化することが期待されます。
- 市町村立図書館については、司書等専門的職員の確保、蔵書の充実、広域連携も含めた各種サービスの充実などの機能強化を図ることが求められ、また、未設置市町村においては、広域連携も含め、図書館の早期設置に向けた環境づくりを進める必要があります。

③ 学校施設の充実

- 地域の生涯学習施設として、地域住民との交流や地域住民の利用を促進するため、また、平成14(2002)年度からの学校週五日制の完全実施に向けた子どもの活動の場を拡充するため、体育館・グランド等の地域開放や学校教育目的以外への転用を含めた余裕教室の活用などを行うとともに、そのための管理運営体制についての検討が急がれます。
- 現代の子どもに不足している高齢者とのふれあいを促進するため、余裕教室を福祉コミュニティーセンターへ転用することや、学校建設に当っては特別養護老人ホームや高齢者^(注22)デイサービスセンターなどの高齢者福祉施設や高齢者大学等と複合化することなど、学校施設のあり方についての検討も必要となります。
- 地域に開かれた大学づくりを進めるため、図書館等の施設設備を地域住民へ開放することや、学内に生涯学習推進のためのセンターを設置することなども検討すべき課題です。

④ その他の生涯学習関連施設の充実

- 美術館、科学館、歴史民俗資料館などの博物館については、学芸員など職員の資質の向上とともに、所蔵品の充実、展示内容の工夫、企画展・学習講座の充実により、施設の特色に応じた学習機会の提供が期待されます。
- 青少年教育施設やスポーツ施設、自然公園などについては、学習プログラムの充実など、野外体験活動や家族の交流活動を促進するための機能を充実していくことが必要です。

⑤ 施設間のネットワークづくり

- 学習機会の提供や情報提供など、より効果的・効率的なサービスを県民に提供することができるよう、生涯学習関連施設間のネットワークづくりを推進し、人材、情報、プログラムの交換や事業の連絡調整・共同実施などに努めます。

⑥ 施設運営の弾力化

- 住民が利用しやすいように、開館日や開館時間等を弾力的に設定するなどの工夫が必要です。
- 住民が事業の企画・広報・運営等に参画するとともに、NPOやボランティアとして施設の管理運営について参加するなど、住民参加による運営を進めることができます今後ますます期待されています。
- また、施設を活性化する方策として、公設民営について検討することが求められます。

4 学習参加促進のための環境づくり

【現状と課題】

生涯学習の推進のためには、県民のニーズに応じた多様な学習機会の提供や施設設備の充実を図ることに加え、だれもが気軽に学習できるような環境づくりを行うことが重要です。

学習する意欲があっても、様々な理由により学習活動を行うことが難しい場合もあり、生涯学習推進に当たっては、そうした学習参加を阻害するような要因を取り除くことが必要となります。

【施策の方向】

○ すべての県民が自由に学習活動を行うことができるよう、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、^(注23)バリアフリーの施設整備を進めることが必要です。

また、^(注24)タウンモビリティーなどの移動支援サービスの導入、ボランティアによる手話通訳や介護員等の配置なども大切な要素です。

○ 定住外国人の学習活動を支援するため、施設における外国語表示や、外国語パンフレットの作成等を進めるとともに、日本語指導ボランティアを養成・確保することが必要です。

○ 乳幼児を持つ親が積極的に学習活動を行えるよう、講座等の開設に際して、託児ボランティアの配置などを進めるとともに、移動保育所（託児所）の設置などについても検討する必要があります。

○ 学習活動やボランティア活動のための職業人の研修・休暇制度の導入などについて、より一層促進することが望まれます。

また、^(注25)生涯能力開発給付金等の各種給付制度・貸付制度に関する情報提供を充実し、その活用を促進するよう努めます。

5 指導者の養成と団体の育成

(1) 学習支援者の養成・確保

【現状と課題】

県民が充実した学習活動を行うためには、豊富な知識や技術を有し、県民の学習ニーズに応じた事業の企画・立案や、適切な指導・助言を行うことができるなど、いろいろな面から支援できるような人材の養成・確保が求められます。

これまでにも、^(注26)社会教育主事等の専門的職員、地域や団体における女性・青年・高齢者等のリーダー、^(注27)環境保全アドバイザーや^(注28)薬事衛生指導員などそれぞれの分野において指導者の養成・確保を行っているところですが、引き続き、その充実に努めることが必要です。

今後、学校教育の場においても生涯学習の観点に立った新しい取組を進めていくことが求められていますが、そのためには、教職員自らが生涯学習についての理解を深めることができます。また、行政職員についても、特に現代的課題に関する普及啓発、学習機会の提供、情報提供、相談などの事業の実施に当たっては、学習者である県民の立場に立って行うことが求められます。

【施策の方向】

- 社会教育主事等の社会教育の専門的職員がコーディネーター役として、社会教育事業だけでなく他分野の関連事業等と連携・協力し、地域の様々な学習資源を活用した生涯学習施策を推進することが期待されます。
- 生涯学習はあらゆる分野に関係することから、総合行政として行う必要があるため、生涯学習に関する教職員や行政職員等の意識の向上や普及啓発を図るとともに、職員研修においても生涯学習の視点が欠かせません。
- より効果的な指導・助言を行うことができるよう、指導者間の交流・連携や情報交換等を促進することも大切です。
- 市町村や学校、団体・グループ等が行う講座や研修会などで講師等として活用できるよう、退職者等を含め学校、民間教育事業者、企業等からの人材の確保を図り、情報提供システムの人材情報への登録等を行う方策が必要となります。
- 大学、大学院において、生涯学習に関する専門科目・コース等の開設や社会人に対する研修を実施するなど、生涯学習関係指導者養成のための機能を充実することが必要です。

また、学習者自身が学習成果を生かして指導者等として活動できるよう、活動の場を開拓することが求められます。

(2) 団体・グループの育成・支援

【現状と課題】

学習活動は基本的には個人個人が行うものですが、仲間を求めて学習活動を行う人も多く、また、団体やグループなど仲間とともに活動することがお互いの刺激となり、更に意識を高めていくことにつながります。

また、団体・グループで活動することにより、学習活動だけでなく地域や社会での実践活動に発展していくことも期待されます。

更には、これまで活動の場であり精神的な拠り所であった地域社会での連帯意識が薄れている現在、新しいコミュニティーとしての役割も期待されています。

こうした観点から、県民の学習活動をリード・活性化し、新しいコミュニティーとして精神的なつながりを持てるよう、団体・グループを育成するとともに、その活動を支援していくことが必要です。

【施策の方向】

- 学習活動の場の提供や、学習プログラムの提供、講師の派遣、リーダーの資質向上のための研修の実施など、団体・グループの活動を奨励・支援することが必要です。
- 更には、団体・グループのネットワーク化を進め、情報交換、交流、事業の共同実施などを進める方策が求められます。

6 情報提供の充実

【現状と課題】

県民の学習活動を支援するためには、必要な情報を収集・整理し、適切な情報を提供していくことが必要です。学習機会情報、施設情報、資料情報や、市町村や団体・グループが事業を行う際の学習プログラム情報や講師などの人材情報など、学習活動をトータルに支援するような各種情報を提供することが求められます。

県や市町村においては、コンピュータを利用した情報提供システムの構築や学習情報誌の発行、電話やファックス等を利用した情報提供など様々な方法により、各種の学習情報を提供しています。

コンピュータを利用した情報提供システムとしては、県立生涯学習センターの生涯学習情報提供システムを始めとして、県や市町村に多くのシステムがありますが、それぞれの目的・対象等に応じて独自に構築されているため、操作方法が異なるなど互換性が乏しく、県民にとって利用しにくいという課題があります。

県民が利用しやすいように、関係機関が連携・協力し、近年、急速に普及しているインターネットを活用するなど、より効果的・効率的な情報提供ができるような環境づくりが求められます。

【施策の方向】

- 県民が気軽に、またタイムリーに学習情報を入手できるよう、県立生涯学習センターや県民文化センターなどの関係機関が連携しながら、学習情報誌の発行、各種広報誌の活用、コンピュータの活用、情報コーナーの開設など多様な手段・方法により学習情報を提供することが重要です。
- 民間教育事業者の実施する講座などの情報を行政が提供することについても検討を行い、学習情報の量・質を一層充実する必要があります。
- 近年の高度情報化の進展に伴うパソコンの普及に対応し、インターネット等のマルチメディアを活用した情報提供システムを構築することが必要です。
- 平成11(1999)年度からはインターネット対応の生涯学習情報提供システムが稼働します。家庭からも容易に生涯学習情報を入手できるようになり、その積極的な活用の促進が期待されます。
- インターネット等のコンピュータを利用した情報提供に当たっては、プライバシー保護や著作権保護等に十分配慮することが大切であり、研修会の開催などにより周知を図る必要があります。

7 学習相談の充実

【現状と課題】

県民が学習意欲を高め、具体的な学習活動に発展させたり、目的に沿った効果的・効率的な学習を行うには、学習相談は情報提供とともに大きな役割を担うものです。

今後、ますます多様化・高度化・専門化する県民の学習ニーズに適切に応えていくためには、県や市町村の生涯学習センター等の学習相談機能を一層充実することが求められます。

また、学習相談以外にも、消費生活に関する相談は県立生活センターや広島市消費生活センターで、育児に関する相談は広島県看護協会で、女性のための相談は広島県女性総合センター「エソール広島」で行われているなど、県や市町村、専門機関・団体が相談窓口を開設しており、こうした関係機関・団体の相談窓口との連携・協力を進めていく観点も重要です。

【施策の方向】

- 講座の企画・立案など、事業実施者からの専門的な相談にも応じられるよう、研修等を通じて学習相談能力の向上を図ることが必要です。
- 関係機関・団体に配置されている相談員等との交流や情報交換を進めるなど県全体の相談体制のネットワーク化を推進し、学習相談機能を充実することが必要です。

III 学習成果の評価・活用～学びで輝くひととまち～

1 学習成果の評価

【現状と課題】

生涯学習社会を実現するためには、学歴のみに偏りがちな評価の状況を改め、様々な学習成果が適切に評価されることが必要です。学習成果が適切に評価されることにより、学習意欲が一層高まり、学習の質や成果に対する期待も増大するものと考えられます。

県民意識調査においても、学習成果の社会的な評価を望む人が半数近くを占め、望まない人を大きく上回っています。評価の方法としては「指導者等としての活用」が約4分の1と最も多く、次いで「成果を発表する機会を増やす」、「修了証・認定証を出す」の順となっています。

これから生涯学習の推進においては、学習の成果が生かせるよう、適切で多元的な評価が行われることが重要です。その際には、評価の基礎となる学習の内容やレベルについての基準づくりを検討する必要があります。

【施策の方向】

- 各生涯学習関係機関・団体・施設においては、学習した成果を発表する機会や場を充実したり、修了証・認定証を出すなど、独自の評価方法を工夫することが望されます。
- 様々な学習活動の指導者として社会的な資格を認定することや、学校外での学習の成果を大学等高等教育機関の単位として認定することなど、関係機関・団体が連携し、学習成果を評価するシステムづくりについて検討します。
- 高等学校における地域でのボランティア活動等の単位認定について、積極的な活用が期待されます。
- 指導者等の資格制度の創設、資格・単位を認定するための基礎となる基準づくり及び客観的に評価するための機関の設置等について検討を行います。
- これまでの学習活動を記録するとともに、今後の学習計画を立てるときや学習成果を評価・活用するときに役立てる^(注29)生涯学習手帳「まなびのアルバム」について、その内容や活用方法等の研究を行います。

2 学習成果の活用

【現状と課題】

学習活動が盛んになると、学習活動を通じて身に付けた知識や技術を、個人のキャリアアップや、ボランティア活動など地域や社会での活動に生かしたいという意欲が強くなるものと考えられます。

県民意識調査においても、学習成果の評価方法として、「指導者等としての活用」と「成果を発表する機会を増やす」で約半数を占めており、学習の成果を生かした社会活動等を希望する声が多くなっています。また、特に若い年代においては、「公的資格の取得に当たっての評価」や「企業や官公庁の職員の待遇に反映」など、就職・就労の場においての特典が得られるような評価の方法を望む傾向があります。

平成6(1994)年に本県で開催されたアジア競技大会においては、ボランティア活動が大きな成果をあげたところであり、他にも施設ボランティアや福祉ボランティアなどの活動が行われています。しかしながら、ボランティア活動を希望する人々の多くが、実際には活動へ参加できていないのが現状です。活動に関する情報の提供や活動の場の提供とともに、活動を希望する人と活動を結びつける機能の整備が求められています。

また、学習の成果を生かした地域社会の活性化方策については、地域の魅力を発信する場である^(注30)「道の駅」のような例もあります。こうした地域の特産品の開発や販売、地域文化の発信など、住民が活動できる場を積極的に提供していくための施策も重要です。

【施策の方向】

- 学習の成果を資格取得や就職等の個人のキャリア開発に生かすことができるよう、また、地域や社会で指導者やボランティア等として活動できるようなシステムづくりが求められており、関係機関・団体・施設等の連携・協力が重要です。
- 活動の場の開拓、情報の収集・提供、相談、斡旋など、学習成果を生かすための活動について専門的に取り組む機関の設置について検討する必要があります。
- 活動を希望する人々の情報を、情報提供システムの人材情報やボランティアバンクへ登録し、積極的に提供することにより、地域社会や団体等での活用促進に努めます。
- 学習の成果を地域社会の活性化に生かせるような学習プログラムを積極的に開発・提供するとともに、活動や発表の拠点となる施設の充実やイベントの開催など魅力的な活動の場を開拓することが期待されます。

IV 交流活動の促進～学びが育む心のふれあい～

【現状と課題】

高齢化・少子化や核家族化の進行、また、中山間地域においては過疎化の進行等により、家庭や地域におけるふれあいの場が少なくなっています。

生涯学習の推進に当たっては、お互いに教え合い学び合うことが重要です。一人ひとりの個性を尊重するとともにそれぞれの地域の特色を生かし、共に学ぶことにより、“ひと”と“ひと”，“まち”と“まち”的交流を進めていくことが期待されています。

近年、高速自動車道、本州四国連絡橋、広島空港などの^(注3 1)インフラの整備や、^(注3 2)ISDNや衛星通信などの情報通信技術の発達などにより、時間的・地理的制約が大幅に緩和され、容易に交流活動ができるような基盤整備が進められています。これに伴って、交流の期待もますます高まっており、異文化との交流も含めた多様な交流活動を促進していくことが求められます。

【施策の方向】

- すべての住民が参加でき、交流できるような、講演会、シンポジウム、文化・スポーツに関するイベントなど、地域における交流事業の促進やそのためのプログラムの充実が必要です。
- 学校の余裕教室の活用や、学校と福祉施設等との複合化など、地域における交流の場を充実し、年齢の異なる子ども同士の交流や、子どもとおとな、子どもと高齢者など世代間交流を促進することも有効です。
- 中山間地域の豊かな自然や、遊休している田畠、廃校となった校舎等を利用して、都市部の住民に不足している野外活動や農林水産業体験を行うなど、都市部と中山間地域の住民の交流を促進する施策が重要です。
- 多様な交流を促進するため、県内を一元化した総合的な情報発信施設を整備することが必要です。

V 推進体制の充実 ~ 学びを支えるパートナーシップ ~

1 多元的な学習圏の構築

【現状と課題】

生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができるには、県内のどの地域においても等しく学習できるよう、多元的な学習圏を構築することが必要です。

学習圏とは、学習機会を提供する地域エリアを示す単位であり、人々の生活行動範囲を基準として定められます。

県民意識調査でも、身近な場所に参加してみたいと思う学習機会がない場合に望む方法・手段として、「いろいろな施設が生涯学習のために事業を提供する」の38.5%に続き、「県内のどこでも学習できる仕組みをつくる」が32.1%となっています。

これまで、主にコミュニティ学習圏、市町村域学習圏、県域学習圏を整備してきましたが、その一層の充実とともに、今後は、市町村域を越えた広域学習圏や県域を越えた学習圏を整備していくことが必要です。

ますます多様化・高度化・専門化する県民の学習ニーズに適切に応えるとともに、学習をとおした交流活動を促進するという観点からも、その重要性が一層増していくと思われます。

【施策の方向】

○ 学習の目的や内容・レベル等が異なる、多元的な学習圏を構築するとともに、そのネットワーク化を図り、住民の学習ニーズに適切に対応した多様な学習機会を提供することが必要です。

今後、特に広域学習圏や県域を越えた学習圏を整備していくに当たっては、コーディネーターとしての県の役割が期待されます。

○ このような多元的な学習圏を構築するため、県、市町村、学校、民間教育事業者等の生涯学習関係機関・団体が連携・協力し、それぞれの学習圏の役割や内容等に応じて、人材、施設設備、学習プログラム、運営体制等の充実に努めることが必要です。

(それぞれの学習圏の名称と内容)

「コミュニティ学習圏」

公民館や小・中学校等を中心とした日常的な生活圏を基本とし、基本的な学習活動等に取り組む学習圏です。

学習内容は、趣味的・教養的なものや、日常生活課題や地域コミュニティづくりが中心となります。

「市町村域学習圏」

基本的な自治体単位である市町村を範囲とし、地域課題等に取り組む学習圏です。

コミュニティ学習圏では実施が難しい、より専門的・系統的な学習機会を提供します。

「広域学習圏」

専門的な学習活動に取り組むため、市町村の枠を越えて複数の市町村が広域的に連携して事業等に取り組む学習圏です。

多様化・高度化・専門化する住民の学習ニーズに適切に対応するため、複数の市町村が連携し、多様な内容・レベルの学習機会を提供します。

「県域学習圏」

県民を対象にした、専門的・広域的、あるいはモデル的な諸活動に取り組む学習圏です。

高度な専門知識や技術を習得する学習機会を提供するとともに、地域や団体等におけるリーダーの養成や研修を行います。

「県域を超えた学習圏」

交通網や通信網の発達に伴い、県域を超えた交流や連携が進められていますが、これまで進められてきた産業・観光振興や生活・地域基盤整備とともに、今後は、学習活動をとおした交流や連携を推進します。

近年、高速自動車道や本州四国連絡橋など新しいインフラの整備充実が進められており、中四国各県とのより一層の交流や連携が期待されます。

2 推進組織の充実

【現状と課題】

ますます多様化・高度化・専門化している県民の学習ニーズに、生涯学習関係機関・団体がそれぞれ個別に対応していくには自ずと限界があり、パートナーシップをとりながら県全体で取り組んでいかなければなりません。

広島県では、平成8(1996)年に策定した「広島県地域生涯学習振興基本構想」に基づき、行政、大学等高等教育機関、民間教育事業者等の連携・協力による「まなびの森ネットワーク事業」を実施し、多彩な学習機会を県民に提供しています。

また、この事業を契機として、それぞれの連携機関である^(注33)「広島県高等教育機関等連絡協議会」や^(注34)「広島県民間カルチャー事業協議会」が組織されました。

県民の学習活動を適切に支援するためには、このように生涯学習関係機関・団体がパートナーシップに基づくネットワークづくりを進めることにより幅広く連携・協力することが必要です。

更に、企業や民間団体等との連携を進めるなど、生涯学習を支える裾野を広げていくことも今後の大きな課題であり、生涯学習の推進を県全体での運動とするため、生涯学習関係機関・団体全体を連絡・調整するような機能も必要となります。

【施策の方向】

① 関係機関・団体における推進組織の充実

- 県や市町村においては、生涯学習審議会など諮問機関や生涯学習推進本部など府内の横断的な推進組織を活性化することにより、効果的・効率的な施策を推進することが必要です。
- 「まなびの森ネットワーク事業」を全県的に展開し県全域で体系的・継続的な事業を実施するためには、県はそれぞれの地域で中心的な役割を果たす市との連携・協力を深めていくことも重要です。
- ^(注35)「（財）広島県教育事業団」や^(注36)「（財）広島市ひと・まちネットワーク」などと連携することにより、県や市町村だけでは実施することが困難な多彩な学習機会の提供や学習の成果を生かした地域の活性化など幅広い学習支援が期待されます。
- 「広島県高等教育機関等連絡協議会」や「広島県民間カルチャー事業協議会」のように、各生涯学習関係機関・団体がそれぞれネットワークづくりを進め、情報の収集・提供、事業の連携・調整などを行うことが必要です。

② 県全体における推進組織の充実

- 「生涯学習県ひろしま」の実現に向け生涯学習を推進していくためには、県民の学習活動を支える県や市町村、学校、民間教育事業者等の生涯学習関係機関・団体がそれぞれの役割と責任を果たしながらパートナーシップをとっていくことが大切です。
こうしたパートナーシップの構築に当たっては、県がコーディネーターとしての役割を果たすことが期待されます。
- 企業、商工会議所、商工会、^(注37)JA等の協同組合、NPO等の機関・団体も、生涯学習の推進に重要な役割を担うことが期待されており、パートナーシップの一員として、その固有の能力を発揮していくことが求められます。
- 生涯学習社会の構築を県民運動として総合的に推進していくため、県内の生涯学習関係機関・団体の連絡・調整を図るような機能の整備を検討する必要があります。

第2章 これからの主な取組

1 学習意欲の高揚

○ 第11回全国生涯学習フェスティバルの開催

これまで広島県で培われた生涯学習を集大成するとともに、21世紀に向けた新しい時代の生涯学習のあり方を提案し、継続的な生涯学習推進のための基礎づくりを行います。

【開催時期】平成11(1999)年10月7日～11日（5日間）

【内 容】

- ・県内の特色ある学習・文化・スポーツ・ボランティア・産業活動などを集大成
- ・世代を越えた交流
- ・民間、高等教育機関、行政が連携した事業の展開
- ・近隣各県との連携による広域的な交流事業の展開

○ 第15回国民文化祭の開催

文化活動への参加意欲を喚起し、伝統文化の継承と新たな文化の創造を促すなど地域文化の振興に寄与するため、全国的な発表・交流の場を提供します。

【開催時期】平成12(2000)年11月3日～12日（10日間）

【内 容】

- ・各芸術・文化分野のイベントの実施
- ・文化、歴史、産業等の広島県の地域の特性を生かしたイベントの実施

○ 第14回全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催

高齢者を中心とする国民の健康を保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会形成に寄与するため、スポーツ大会や普及啓発の場を提供します。

【開催時期】平成13(2001)年秋（4日間程度）

【内 容】

- ・スポーツ大会、作品展、健康福祉機器展等の実施
- ・ボランティア等として高齢者が大会運営参加

○ 第15回全国スポーツ・レクリエーション祭の開催

県民のスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲の喚起と生涯スポーツの振興を図るため、全国的な実践・交流の場を提供します。

【開催時期】平成14(2002)年（4日間程度）

【内 容】

- ・種目別大会、シンポジウム等の実施

2 学習支援の充実

○ 義務教育改革の推進

子どもの多様なニーズに対応できる教育活動を創造し、また、地域の人材を活用し、魅力ある開かれた学校づくりをめざします。

- 社会人（特別非常勤）講師の活用
- 保護者や地域住民参加の学校運営の推進

○ 子どもが健やかに育つ環境づくり

子育て家庭に対する支援を充実・強化するなど、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくりを推進します。

- 青少年が自らの視点で、地域の課題解決に向けて企画実践する活動に対して支援する「はばたけひろしまっ子21推進事業」の実施
- 地域ぐるみでのスポーツ活動や非行防止教室等の開催による少年の健やかな育成と非行防止

○ 環境学習・教育の推進

家庭、学校、地域、企業等の様々な場において環境にやさしい活動を促進するため、体系的・継続的な環境教育・環境学習を推進します。

- 環境学習基本方針の策定
- 保健環境センターなど学習拠点施設の拡充

○ 「まちづくり市民交流プラザ（仮称）」の整備（広島市の取組み）

市民の生涯学習活動やまちづくりボランティア活動を総合的に支援するための拠点施設を整備します。

- 生涯学習やボランティアに関する総合的な相談窓口の開設
- 社会教育・ボランティア団体等の自主的な活動のための場の確保

○ 県民公園構想の推進

多様な県民ニーズに応え新しい視点に立った県民公園の整備を検討します。

【整備の方向】

- ・県民のレクリエーション活動の場として、多様な地域環境の活用
- ・地域づくりとの連携による魅力ある地域の創出
- ・健康づくり、環境との共生、防災機能など新たな社会的要請への対応

○ 高度情報化の推進

多様な分野における情報システムの拡充を図るとともに、地域間の情報ネットワーク化を進めるなど、県全域にわたる情報化を推進します。

- 地域の多様な情報を提供する観光情報システムや生涯学習情報提供システムの充実など地域情報化の推進
- 情報通信ネットワークを通じて行政サービスを提供するバーチャル県庁の構築など行政情報化の推進

3 学習成果の評価・活用

○ 生涯学習システムの構築

これまでに蓄積した学習機会の提供や学習情報の提供などのノウハウを生かすとともに、学習成果の評価・活用という新しい視点を加え、県全体をキャンパスとする総合的な学習支援システムの構築をめざします。

- 県内の生涯学習関係機関・団体が幅広く連携・協力し、身近な学習から高度な学習まで、多様で体系的・継続的な学習機会を提供
- 学習成果の評価・活用システムの構築

4 交流活動の推進

○ 広島ふるさとづくりの推進

中山間地域と都市住民との連携・交流の促進をはじめ、地域間の連携を強化し、新たな共生関係を構築していくための情報発信施設の整備を検討します。

【整備の方針】

- ・県民が自由に立ち寄れる施設での多様なメディアによる情報の発信
- ・地域や地域資源を理解し交流を活性化するような、体験学習などのイベントに係る総合的な情報提供

5 推進体制の整備

○ 「瀬戸内しまなみ大学」の開設（しまなみ海道地域市町村の取組み）

「瀬戸内しまなみ海道」の開通を契機とし、交流の促進による地域活性化と新たな地域文化の創造を図るために、沿線20市町村が連携して県境を越えた学習圏を構築し、多様な学習機会を提供します。

- 多様な歴史・文化・風土を背景に、園芸、芸術、文学など各市町村の個性を生かした学部や学科を設置
- 宿泊を含めた「体験・学ぶ」イベントを継続的に開催
- 学生は、地域の施設利用割引などの特典を取得

【生涯学習推進のために】

生涯学習社会の実現は、社会・経済の維持・発展に必要不可欠であり、個人生活を含めたあらゆる分野にわたるハイリターンな政策として積極的に取り組んでいくことが必要です。

今後、本県の生涯学習を推進していくに当たっては、「生涯学習県ひろしま」の実現に向けて、県内の生涯学習関係機関・団体が、この推進構想の趣旨を理解し、それぞれの役割と責任を自覚しながら、パートナーとして幅広く連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

1 県民の役割

学ぶことやその成果を地域や社会の中で生かすことは、自己の充実や生活の向上につながるとともに、豊かで活力のある社会の形成に大きく寄与します。

生涯学習の主役は県民一人ひとりであり、「生涯学習県ひろしま」の実現に向けて、社会のあらゆる場面における県民一人ひとりの自発的・積極的な取組が大いに期待されます。

2 家庭の役割

家庭は、家族という人間関係を深めることにより、基本的な生活習慣や自律性・社会性を身につけるなど人間形成の基礎を培う場です。また、学習することの喜びを育む場であり、生涯学習の原点としての役割を果たすことが求められています。

3 地域社会の役割

地域社会においては、団体やグループが行っている様々な活動が、住民に対する学習機会の提供となっており、こうした活動をさらに充実することが必要です。

また、生活体験事業や自然体験事業を実施するなど、子どもたちを地域社会で積極的に受け入れ、家庭や学校における教育・学習活動を支援していくことが強く求められています。

4 学校の役割

学校教育は、児童・生徒が生涯にわたって学習するための基礎・基本や「生きる力」を培う場として大きな役割を担っています。

高等学校の定時制課程・通信制課程における単位制を活用した科目履修制度の検討や、大学等高等教育機関の社会人入学や科目等履修生制度の拡充など、社会人の積極的な受入れも求められています。

また、地域の生涯学習施設として、施設設備を開放することや、高等学校等における学校開放講座、大学等高等教育機関における公開講座やリカレント講座、専修学校・各種学校における多様な講座など高度で専門的な学習機会を提供することが期待されます。

大学・大学院では、生涯学習指導者を養成することも期待されています。

5 民間教育事業者の役割

民間教育事業者における学習事業の特徴はその内容が広範な領域にわたるとともに、学習者のニーズに応じた柔軟な対応が可能なことです。県民に対する多彩な学習機会の提供とともに、講座の企画、講師の派遣、人材ネットワークの活用など専門的な教育機能を行政に提供することなども期待されます。

6 企業等の役割

企業内教育の充実とともに、今後は、生涯学習関係機関・団体のパートナーシップの一員として、地域の生涯学習の推進に積極的な役割を果たすことが必要です。

生涯学習事業に対する協賛・後援や、従業員等が行う学習活動に対する支援、講師派遣や施設開放など人的・物的機能の地域への提供、従業員の採用に当たっての学習成果の積極的な評価などが求められます。

7 市町村の役割

市町村は、住民にとって最も身近な行政機関であり、生涯学習を推進する上で大きな役割を担っています。住民の学習ニーズや地域の課題を的確に把握し、公民館・図書館等の施設設備の充実、学習機会の提供、学習情報の提供などをきめ細かく行うことが必要です。今後は、近隣市町村や大学等高等教育機関、民間教育事業者等と連携・協力して、高度で専門的な、また幅広い分野の学習機会の提供について積極的に取り組む必要があります。

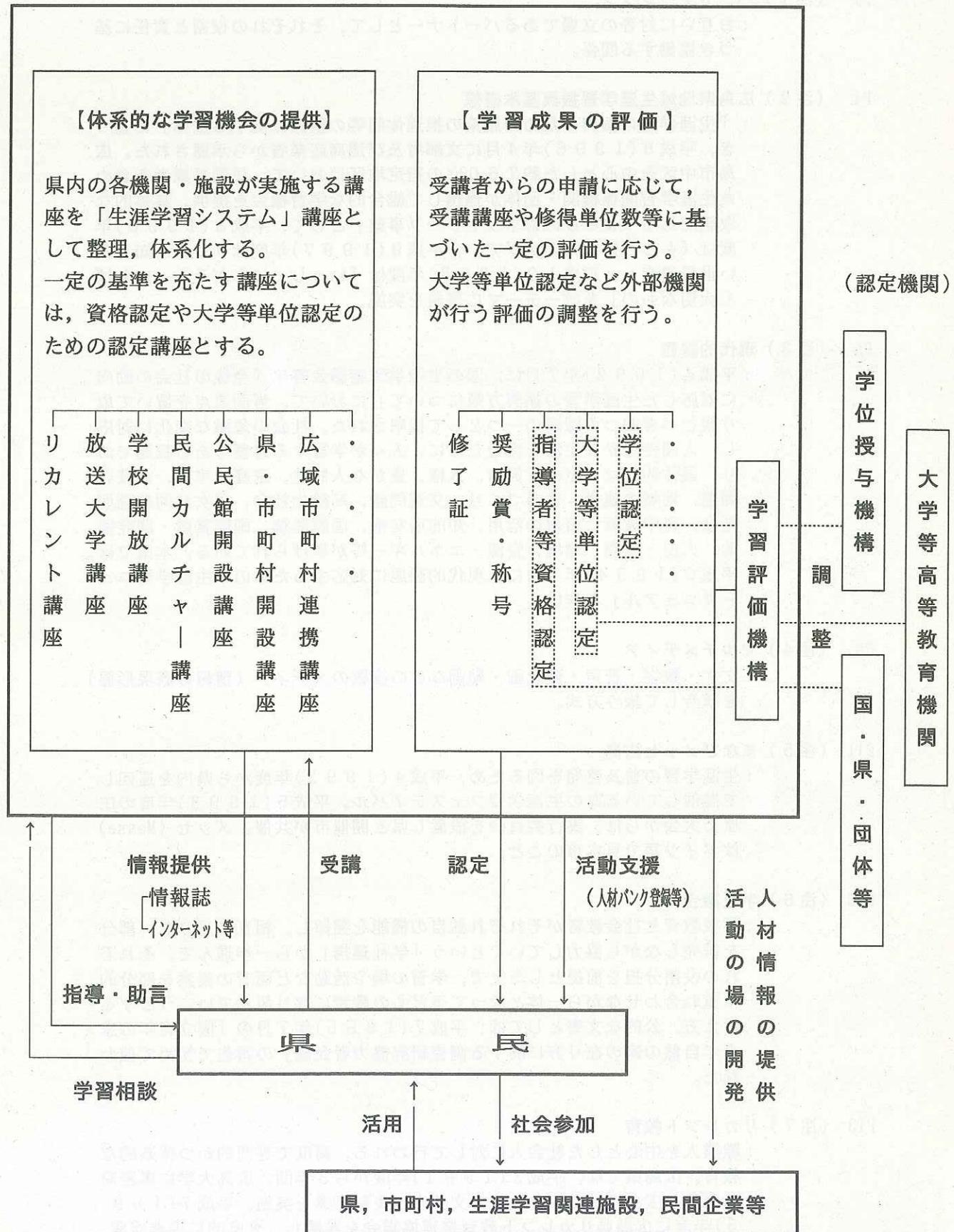
また、学習の成果を生かせるような場を開拓し、地域の活性化につなげることも求められています。

このように、住民が自由に学習活動ができるような“生涯学習のまちづくり”を推進するとともに、学習の成果を生かした“生涯学習によるまちづくり”を推進することが重要です。

8 県の役割

県はパートナーシップの中心としての大きな役割と責任を果たすことが必要です。全県的に生涯学習を推進するため、その基本的な考え方・方向性を明らかにするとともに、拠点施設の充実、総合的な情報提供や広報活動、広域的・先導的・モデル的事業の展開、指導者の養成などの諸施策を展開することや、他の生涯学習関係機関・団体が事業を行いやすいよう指導・助言や連絡・調整などの支援を行うことも求められています。

生涯学習システム体系図（案）



用語解説

P1 (注1) パートナーシップ

: お互いに対等の立場であるパートナーとして、それぞれの役割と責任に基づき協働する関係。

P1 (注2) 広島県地域生涯学習振興基本構想

: 「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」に基づき、平成8(1996)年4月に文部省及び通商産業省から承認された。広島市中区を中心とした約760haの指定地区において、民間事業者を含めた生涯学習関係機関・団体が連携して総合的な学習機会を提供。具体的な取組である「まなびの森ネットワーク事業」として、平成8(1996)年度は「もっと知りたいアジア」、平成9(1997)年度は「もっと知りたい世界遺産」、平成10(1998)年度は「いっしょにさがそう いちばん大切なものの」を統一テーマに事業を実施。

P5 (注3) 現代的課題

: 平成4(1992)年7月に、国の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」において、当面重点を置いて取り組むべき四つの課題の一つとして提唱された。社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要のある課題であり、具体的には、生命、健康、人権、豊かな人間性、家庭・家族、消費者問題、地域の連帯、まちづくり、交通問題、高齢化社会、男女共同参画型社会、科学技術、情報の活用、知的所有権、国際理解、国際貢献・開発援助、人口・食糧、環境、資源・エネルギー等が挙げられている。本県では、平成6(1994)年3月に、現代的課題に対応するための「生涯学習ニューマニュアル」を作成。

P8 (注4) マルチメディア

: 文字・数字・音声・静止画・動画などの複数のメディア（情報の表現形態）を統合して扱う方式。

P11 (注5) まなびメッセ広島

: 生涯学習の普及啓発を図るため、平成4(1992)年度から県内を巡回して開催している県の生涯学習フェスティバル。平成5(1993)年度の庄原市大会からは、実行委員会を設置し県と開催市が共催。メッセ(Messe)はドイツ語で見本市のこと。

P13 (注6) 学社融合

: 学校教育と社会教育がそれぞれ独自の機能を發揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力していくという「学社連携」から一步進んで、それぞれの役割分担を前提とした上で、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら一体となって子どもの教育に取り組んでいこうとする考え方。公的な文書としては、平成7(1995)年7月の「国立青年の家・少年自然の家の在り方に関する調査研究協力者会議」の報告で初めて使われた。

P13 (注7) リカレント教育

: 職業人を中心とした社会人に対して行われる、高度で専門的かつ体系的な教育。広島県では、平成3(1991)年度から3年間、広島大学に事務局を置き、広島市域を中心として文部省の委嘱事業を実施。平成7(1995)年度に広島県リカレント教育推進協議会を設置し、全県的に事業展開。

P15 (注8) ひろしま国際プラザ

: 平成9(1997)年4月に東広島市に設立。広島国際協力センターとJICA(国際協力事業団:Japan International Cooperation Agencyの略称)中国国際センターの複合施設であり、技術研修員の受入れ、NGO(注14を参照。)活動の支援など国際貢献・協力のための拠点施設。

P16 (注9) ジェンダー

: 生物学的・解剖学的な分類ではなく、男らしさ、女らしさといった社会的・文化的に作られた性別のこと。「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識の根本になっており、こうした意識は幼児期からの家庭・学校・地域における生活の中で形成される。

P16 (注10) エンパワーメント

: よりよい社会を築くため、文化的、社会的、経済的状況などを変革していくような責任をもった主体となる力をつけること。平成7(1995)年9月に開催された第4回世界女性会議など国の中において、「女性のエンパワーメント」が主要課題となっている。

p18 (注11) 生活習慣病

: これまで「成人病」対策として、病気を早期に発見し早期に治療するという二次予防に重点を置いていた従来の対策に加え、健康を増進し発病を予防するという生活習慣の改善をめざす一次予防対策を推進するために新たに導入した概念であり、各人が病気予防に主体的に取り組むことの認識の醸成をめざす。医学用語ではないので、病気の範囲はあいまいであり、従来、成人病として扱われていたがん、心臓病、脳卒中、糖尿病に加え、肝疾患、胃潰瘍、骨粗鬆症、歯周病なども含まれると考えられるが、分類すること自体にはあまり意味はなく、様々な病気を生活習慣の観点からとらえることが重要。

P18 (注12) 新興感染症

: エイズ、エボラ出血熱、SARS、狂牛病などの新たに出現した感染症。

P18 (注13) ニュースポーツ

: 既存のスポーツを基に新しく誕生したり、諸外国から導入されたスポーツで、生涯を通じて手軽に楽しめる我が国では比較的新しいスポーツの総称。ディスクゴルフ、インディアカ、ペタンク、ターゲットバードゴルフなどがニュースポーツと呼ばれる。

P18 (注14) 広島県生涯スポーツフェスティバル

: スポーツ施設や大規模公園を主な会場に、県民の日頃のスポーツ活動の発表の場として、また、スポーツ活動のきっかけづくりの場として、平成6(1994)年度から、(財)広島県教育事業団(注35を参照。)が主体となって開催。

P19 (注15) NGO

: Non Governmental Organizationの略称。非政府組織。非政府・非営利の立場から地球的規模の問題に取り組む市民レベルの海外協力団体。

P19 (注16) NPO

: Non Profit Organizationの略称。民間非営利組織。ボランティア活動をはじめとする市民活動などを行う人々が結成した団体。

P20 (注17) 放送大学

: テレビ・ラジオ等の放送メディアを効果的に活用して広く大学教育の機会を提供する新しいタイプの大学として昭和60(1985)年4月から学生の受入れを開始。平成10(1998)年1月からは衛星通信を利用して授業の視聴エリアを全国に拡大するとともに、全ての都道府県に学習支援センターとしての「学習センター」を設置。約300の多様な開設科目から自由な選択履修が可能。学生の種類には、大学卒業をめざす全科履修生と、広く教養を身につけるための選科履修生・科目履修生がある。

P21 (注18) 魅惑の里

: 平成6(1994)年にオープン。「よしわパークビレッジ」の拠点施設であり、体験学習ができる木工陶芸館やハーブガーデン等を整備。

P21 (注19) ぬまくまガーデンアリスト

: 平成10(1998)年にオープンした沼隈町の生涯学習センター。図書館、町民ギャラリー、創作室、山本瀧之助(沼隈町出身の青年運動指導者)記念室等を備えた複合施設。

P22 (注20) 広島県女性総合センター「エソール広島」

: 女性の自立と社会参加を支援する活動拠点として、平成元(1989)年に開館。(財)広島県女性会議が運営し、研修・情報・相談を3本柱に事業を実施。

P22 (注21) インテリジェント化

: 住民の学習ニーズの多様化に対応するとともに、創造的・主体的な学習活動を支援するため、高度な情報通信・処理機能と快適な学習・生活空間を備えた多機能・高機能な施設に整備すること。

P22 (注22) デイサービス

: 在宅の高齢者を施設などに送迎し、入浴や食事などを提供する支援事業。

P24 (注23) バリアフリー

: 手すりやエレベーターの設置、段差でのスロープの整備など、障害者や高齢者などの誤用を避けたり、使いやすくしたりする工夫をすること。

P24 (注24) タウンモビリティ

: 公園、観光地、イベント会場、図書館、美術館等の一定の広がりのある区域・施設において、高齢者、障害者、妊婦など円滑に移動することが困難な人も、その区域内・施設内を自由に移動し、学習活動等を行うことができるよう、電動三輪車、車椅子等の貸し出しサービスを提供するなどの仕組み。

P24 (注25) 生涯能力開発給付金

: 労働者が段階的かつ体系的に職業能力を開発・向上させることを目的に設けられた労働省所管の制度。事業主が従業員に対して教育訓練を行ったり、教育訓練施設に派遣して教育訓練を受けさせた場合、その経費や賃金の一部を事業主に助成。

P25 (注26) 社会教育主事

: 社会教育法に規定された職で、都道府県及び市町村の教育委員会事務局に置く。社会教育を行う者に専門的・技術的な助言・指導を与えることをその職務とする。

P25 (注27) 環境保全アドバイザー

: 県民、事業者、団体などが自発的に実施する環境学習や環境保全実践活動等において指導・助言等を行う。

P25 (注28) 薬事衛生指導員

: 地域住民の会合等において、県民に対して直接、医薬品の取扱方法や副作用、薬物乱用防止など、医薬品等に関する正しい知識の普及活動を行う。

P29 (注29) 生涯学習手帳

: 個人がこれまでの学習活動や取得した資格などを記録しておくためのものであり、今後の学習計画を立てたり、学習の成果を評価・活用したりする際の基礎となる。アメリカで開発された、経験学習の証拠資料リストであるポートフォリオ（原義は、紙片や素描類を簡単に保存していく収納箱）を参考とする。

P30 (注30) 道の駅

: 一般道路に設置された無料の駐車場や休憩所と、市町村が建設する地域振興施設とを一体的に整備した多機能型休憩施設。道路利用者のための「休憩機能」、歴史・人・文化・観光・特産物などの情報を活用し個性豊かなサービスを提供する「情報交流機能」、地域間の結び付きを高め共に活力ある地域づくりを行う「地域の連携機能」の3つの機能を併せ持つ。平成5(1993)年度に整備が始まられ、これまでに県内に10ヶ所、全国では約450ヶ所に設置されている。

P31 (注31) インフラ

: 都市の基盤となる道路・鉄道・上下水道・電気・通信などの基盤施設。インフラストラクチャー(infrastructure)の略。

P31 (注32) I S D N

: integrated services digital networkの略。デジタル技術をベースにして、音声・データ・画像を総合的に提供できる総合通信ネットワーク。次世代の通信網として計画されている広帯域I S D Nは、現在のシステムの100倍以上のデータを送ることができるので、C A T Vや遠隔医療などへの利用が期待されている。

P34 (注33) 広島県高等教育機関等連絡協議会

: 県内の大学、短期大学間の単位互換、社会人等の生涯学習支援に関する連携方策・学習成果に対する単位認定について協議、実施することを目的として、平成10(1998)年4月に設立された組織で、現在、30の大学、短期大学が加盟。

P34 (注34) 広島県民間カルチャー事業協議会

: 県内に事業所を持つ民間カルチャー相互の交流と協力を通じて、経営基盤を確立し健全な発展向上を図るとともに、関係諸機関との連携を保ちながら、県民の生涯学習について民間事業者としての新たな提案と推進をめざすことを目的として、平成10(1998)年1月に設立された組織で、現在、14の事業者が加盟。

P34 (注35) (財) 広島県教育事業団

: 広島県の教育、文化及びスポーツの振興を目的に、昭和47(1972)年4月に設立認可された財團法人。広島県が設置するあわせて15の教育、文化及びスポーツ施設の管理運営の委託を受ける。

P34 (注36) (財) 広島市ひと・まちネットワーク

: 公民館事業など生涯学習の推進と市民のボランティア活動の振興を目的に、平成8(1996)年に設立認可された財団法人。公民館、コミュニティーセンター及び婦人教育会館等の管理運営の委託を受ける。市民の生涯学習活動の発表の場としての「タノシビトフェスティバル」の開催や、情報誌「タノシビト」を発行。

P35 (注37) JA

: Japan Agricultural Cooperativesの略称。農業協同組合（農協）。農家が互いに協同して生活と生産の向上をめざすことを目的に作られた組織。営農指導や生活指導、販売、加工などの事業のほか、地域において高齢者対策への取組、環境問題への取組、生活文化活動などを行っている。

資料編

1 生涯学習に関する県や国の主な取組	48
2 県内の特色ある取組事例	50
3 「まなびの森ネットワーク事業」実施状況	52
4 生涯学習に関する推進構想等策定状況	55
5 生涯学習都市宣言実施状況	56
6 生涯学習フェスティバル実施状況	57
7 生涯学習モデル市町村事業実施状況	58
8 市町村別公民館数	59
9 公立図書館一覧	61
10 博物館一覧	63
11 青少年教育施設一覧	64
12 特色ある生涯学習関連施設例	65
13 生涯学習に関する県民意識調査結果（抄）	66
14 広島県生涯学習推進構想の策定経過	71
15 広島県生涯学習推進会議設置要綱	72
16 広島県生涯学習推進会議委員名簿	73
17 広島県生涯学習推進連絡協議会設置要綱	74

1 生涯学習に関する県や国の主な取組

年 度	県
昭和46(1971)	
56(1981)	
57(1982)	県立社会教育センター設置（平成元(1989)年4月 生涯学習センターに改組）
58(1983)	広島県生涯教育推進会議の設置（平成2(1990)年4月 名称変更）
59(1984)	「広島県生涯教育推進構想」の策定(3月)
60(1985)	広島県生涯教育推進連絡協議会の設置（平成2(1990)年4月 名称変更）
61(1986)	市町村生涯教育推進体制整備状況調査
62(1987)	生涯教育県民意識調査の実施
63(1988)	県立図書館を情報プラザに移転整備、電算業務開始 生涯学習モデル市町村事業開始（～10(1998)年度） 県立学校開放事業開始（～9(1997)年度）
平成元(1989)	生涯学習モデル公民館指定事業（～3(1991)年度） 生涯学習プログラムガイド（理論編）の作成
2(1990)	生涯学習情報データベース「L L - V A N ひろしま」の稼働 生涯学習プログラムガイド（実践編）の作成 生涯学習ボランティア推進事業開始
3(1991)	高齢者学習モデル地域支援事業開始（～5(1993)年度） 国際交流地域ボランティア養成事業開始（～5(1993)年度）
4(1992)	生涯学習フェスティバル「まなびメッセ広島」開始（～10(1998)年度） 少年少女地域サークル活動促進事業開始（～6(1994)年度）
5(1993)	現代的課題に関する生涯学習ニューマニュアルの開発
6(1994)	第11回全国生涯学習フェスティバル内定 「生涯大学システム」研究事業（～8(1996)年度） 生涯学習に関する県民意識調査実施 民間との連携調査実施
7(1995)	総務課に「生涯学習振興室」を設置 「子どもとおとのふれあいフェア」開催 広島県リカレント教育推進事業
8(1996)	広島県地域生涯学習振興基本構想承認(4月) 同構想のモデル事業「まなびの森ネットワーク事業」開始 衛星通信利用による公民館等の学習機能高度化推進事業開始
9(1997)	生涯学習振興室と社会教育課を統合し、管理部に生涯学習課を設置 第11回全国生涯学習フェスティバル準備担当設置 教育事務所の社会教育課を生涯学習課に改編
10(1998)	第11回全国生涯学習フェスティバル実行委員会設立(7月) 生涯学習情報提供システム（インターネット版）構築（11年4月稼働予定）

国	年 度
社会教育審議会答申(4月) 「急激な社会構造の変化に対応する社会教育のあり方について」	昭和46(1971)
中央教育審議会答申(6月) 「生涯教育について」	56(1981)
	57(1982)
	58(1983)
臨時教育審議会 (~62(1987)年) 4次にわたる答申で「生涯学習体系への移行」等を提言	59(1984)
	60(1985)
	61(1986)
閣議決定(10月) 「教育改革推進大綱」生涯学習の基盤整備等	62(1987)
文部省に生涯学習局を設置	63(1988)
中央教育審議会答申(1月) 「生涯学習の基盤整備について」	平成元(1989)
第1回全国生涯学習フェスティバル開催(千葉県) 「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」制定(6月)	2(1990)
生涯学習審議会発足(8月)	
中央教育審議会答申(4月) 「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」	3(1991)
生涯学習審議会に課題別委員会を設置し集中的に調査・審議	
生涯学習審議会答申(7月) 「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」	4(1992)
学校週5日制導入、9.12キャンペーン実施	
生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会報告(9月) 「学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について」	5(1993) 6(1994)
国立青年の家・少年自然の家の在り方に関する調査研究協力者会議(審議のまとめ)(7月) 「国立青年の家・少年自然の家の改善について」	7(1995)
生涯学習審議会答申(4月) 「地域における生涯学習機会の充実方策について」	8(1996)
中央教育審議会第一次答申(6月) 「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」	
生涯学習審議会(審議の概要)(3月) 「生涯学習の成果を生かすための方策について」	
中央教育審議会第二次答申(6月) 「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」	9(1997)
教育行政機関と民間教育事業との連携方策に関する調査研究協力者会議報告(3月) 「教育行政機関と民間教育事業者との連携の促進について」	
中央教育審議会中間報告(3月) 「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機」	
「子どもと話そう」全国キャンペーン実施	
放送大学全国化	
生涯学習審議会答申(9月) 「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」	10(1998)
中央教育審議会答申(9月) 「今後の地方教育行政の在り方について」	

2 県内の特色ある取組事例

【学習支援の充実】

(多様な学習機会の提供)

○ 活字ばなれ対策事業（福山市）

子どもたちに本の楽しさや読書の魅力を知ってもらうため、図書館司書が直接学校に出向き、各学年・クラス別に図書授業としての時間を設け、読み聞かせ、本の紹介、素語りなどを行う。

○ 三和町民大学（双三郡三和町）

町内に研修所を有する学校法人加計学園と連携し、現代社会におけるタイムリーな課題をテーマとした公開講座を開設。公開講座の一環として岡山理科大学、倉敷芸術科学大学でのスクーリングも実施。

○ 江田島サマースクール（海田教育事務所）

青少年が地域社会の一員としての自覚を高め、社会参加を促進するため、国立江田島青年の家を会場とした講座を開設。地域のボランティア活動グループや福祉施設等と連携・協力し、創作活動や交流活動等を実施。

○ 市政出前講座（呉市、三原市）

市内在住もしくは通勤通学している人たちの団体・グループの依頼に応じて、市職員が出向き所管の施策等を説明。市が、市政、福祉、健康、生活などに関するメニューを用意し、団体・グループがその中から選択。

(生涯学習関係施設の整備、運営の弾力化)

○ 図書館広域相互利用サービス（広島地域等）

圏域内に住んでいるか通勤・通学していれば、圏域内の他市町村の図書館でも図書を借りることができる。借りた図書は貸し出しした図書館へ返却（広島市立ではどこの図書館でも返却可）。

広島地域（5市町）：広島市、大竹市、廿日市市、大野町、海田町

賀茂地域（6市町）：東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、大和町、河内町

尾道・福山地域（2市）：尾道市、福山市

福山府中広域行政事務組合（2市9町1村）

：福山市、府中市、内海町、沼隈町、神辺町、新市町、油木町、神石町、(神)三和町、御調町、上下町、豊松村

(学習参加促進のための条件整備)

○ 空港リムジンバス利用助成（福山市）

空港見学やその周辺施設での活動など生涯学習活動のためにリムジンバスを利用する場合、往路分のバス券を助成。福山市やその周辺の10人以上のグループが対象。

○ 広域的図書貸出返却システム（広島・岡山・鳥取・島根県の県境サミット）

圏域内の図書館と公民館図書室がネットワーク化し、圏域内のどこからでも希望の本を取り寄せることができる。郵便局と連携し、郵便小包で本の配達。貸出時の郵送料は市町村が負担し、返却時のみ自己負担。

(県境サミット加盟市町村)

広島県（3町）：西城町、東城町、比和町

岡山県（6町村）：新見市、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町、新庄村

鳥取県（4町）：西伯町、日南町、日野町、江府町

島根県（3町）：広瀬町、伯太町、横田町

(指導者の養成と団体の育成)

- ボランティア人材バンク（広島市立矢野南小学校）
手話・点字、米作り、楽器演奏、スポーツ、被爆体験、昔の遊びなどジャンルを問わず地域住民や保護者からボランティアを募集・登録し、学校教育の様々な場面で生徒への指導・助言や援助を行う。

(情報提供の充実)

- 生涯学習情報誌「タノシピト」（広島市）
イベント案内や施設案内、普及・啓発のための特集記事、投稿記事など民間情報を含めた多様な学習情報をわかりやすくコンパクトにまとめた生涯学習情報誌を作成。広島市内の公民館・コミュニティセンターや書店で販売。
- アザレアＬＬネット（東広島市）
コンピュータを利用して生涯学習に関する情報や行政情報を提供する市独自の学習情報提供システム。市役所及び市民文化センターに端末を設置している他、パソコン通信により家庭でも利用可能。

【学習成果の評価・活用】

- 藻塩(もしお)づくり（蒲刈町）
製塩遺跡が発掘されたのを機に、町の有志が藻塩による土器製塩方法を解明。まちおことして、ボランティアによる実演、シンポジウム等を開催。平成10(1998)年7月には、第3セクターによる製塩工場が完成。

【交流活動の促進】

- フрендシップ事業「ゆかいな土曜日」（東広島市・広島大学）
教職をめざす学生の資質を高めるとともに、子どもの豊かな心を養うことを中心とした、第二、第四土曜日等を利用して、竹馬遊びやそば打ちなどの創作活動や野外活動を実施。
- 交流体験農園（神石郡三和町）
都市住民との交流を深めることを目的として建設。敷地内には、貸農園、温室、広場、研修室などを整備。貸農園は学童用と一般用があり、学童用の農園は自然体験学習を実施する小学校や子ども会などが対象。
- ゆうき凜々！野放図小学校（西城町）
休校になった小学校的校舎を利用し、都市部に住む子どもを持つ家族を泊まりがけで受け入れる。自然体験や地域行事への参加などをとおして地元住民との交流を深める。
- アジア草の根交流事業（広島市）
平成6(1994)年の広島アジア大会において、広島市の公民館がアジア大会参加国・地域を分担し、学習・理解を深め交流会を開催するなど地域ぐるみで応援（一館一国・地域の応援事業）。広島アジア大会閉会後も、引き続き、交流活動を実施。

3 「まなびの森ネットワーク事業」実施状況

(1) 平成8(1996)年度事業内容

テーマ：“もっと知りたいアジア”

- ① アジア映画フェスティバル'96
時 期) 9月28日(土)～11月1日(金)
場 所) シネツイン
内 容) アジア各国で制作された映画の上映
- ② 「アジア諸国の文化と教育」リカレント講座
時 期) 10月8日(火)～1月28日(火)の15日間
場 所) 広島大学霞キャンパス
内 容) 15回講座
- ③ 「故宮展」
時 期) 10月27日(日)～11月10日(日)
場 所) NHK広島放送局
内 容) NHK制作のハイビジョン番組「故宮」の放映等
- ④ 「もっと知りたいアジア」オープニングイベント
時 期) 11月1日(金)
場 所) 県民文化センター
内 容) 広響コンサート、記念講演(講師:中野良子)
- ⑤ 公民館まつり等
時 期) 11月～12月
場 所) 公民館(舟入、吉島、二葉、中央、竹屋)
内 容) スポーツや料理等による留学生との交流会、会話教室等
- ⑥ アジアフェア
時 期) 11月～12月
場 所) レストラン(14店)：アジア料理フェア
書 店(5店)：アジアブックフェア
雑 貨 店(2店)：アジアグッズフェア
楽 器 店(1店)：アジアのCD・民族楽器コーナー
- ⑦ まなびの森コンサート「アジアの音楽のタペ」
時 期) 11月8日(金)
場 所) 基町クレド広場
内 容) エレクトーン演奏、雅楽と舞のステージ、チャンゴ(韓国太鼓)演奏、
アンクルン(インドネシア竹楽器)演奏、アジア民族舞踊
- ⑧ 「アジアの染織」展
時 期) 11月19日(土)～1月15日(金)
場 所) 県立美術館
内 容) アジア各地の染織品を展示
- ⑨ アジア文化芸術トーク＆コンサート
時 期) 11月24日(日)
場 所) 東区民文化センター
内 容) インドネシア影絵劇、イラン楽器演奏
- ⑩ アジアの児童文学・民話展
時 期) 11月26日(火)～12月14日(土)
場 所) 県立図書館
内 容) ユネスコアジア文化センターからの借受図書や企業・団体等からの寄贈図書の展示、
アジアの児童文学・民話講座(講師:吉岡みね子(天理大学講師))、おはなし会
- ⑪ アジアの音楽と交流会
時 期) 12月1日(日)
場 所) 県立生涯学習センター
内 容) コンサート(チャンゴ、雅楽、中国琵琶、アジアポップス)
ボランティア講座(アジアの教育ボランティア講演)

(2) 平成9(1997)年度事業内容

テーマ：「もっと知りたい世界遺産」

- ① 「もっと知りたい世界遺産」国際シンポジウム及び記念演奏会
時 期) 1月18日(日)
場 所) エリザベト音楽大学
内 容) エリザベト音楽大学によるコンサート、ニエデ・ギドン博士(ブラジル)の講演会、シンポジウム
- ② 「もっと知りたい世界遺産」公開講座
時 期) 1月19日(月)
場 所) 広島県立大学
内 容) 工藤父母道(日本ユネスコ連盟協会評議員)講演会及びスライドによる遺産の紹介
- ③ 「もっと知りたい世界遺産」高校生対象講座
時 期) 1月20日(火)
場 所) エリザベト音楽大学
内 容) パイプオルガンの演奏、ニエデ・ギドン博士及び工藤父母道の講演
- ④ 県立図書館所蔵資料紹介
時 期) 1月20日(火)～3月23日(月)
場 所) 県立図書館
内 容) “世界遺産”関連図書目録
- ⑤ 大学・短大連携「世界遺産」公開講座
時 期) 1月25日(日)～3月8日(日)の5日間
場 所) 県立生涯学習センター
内 容) 10回講座
- ⑥ 世界遺産写真展・カルチャーセンター連携合同作品展
時 期) 2月8日(日)
場 所) 県立生涯学習センター
内 容) 作品展示(150点)、エレクトーン、バイオリン、太極拳体験コーナー、学習情報コーナー等
- ⑦ ロビーコンサート
時 期) 2月8日(日)
場 所) 県立生涯学習センター
内 容) 津軽三味線、現代箏、ハンドベル、フルバンドの演奏
- ⑧ 民間教育事業者等を対象とする研修会の開催
時 期) 2月8日(日)
場 所) 県立生涯学習センター
内 容) 全国民間カルチャー事業協議会の会員で先進的な取組を行っている事業所から講師を招き、近年の講座内容やシステムの動向、連携の重要性及び最新の動向等について研修
講 師: 二宮操一(全国カルチャー事業協議会代表幹事)
テーマ:「生涯学習・行政と民間との連携方策を探る」
対 象) 民間教育事業者、市町村生涯学習担当職員等
- ⑨ 世界遺産パネル展－守ろう地球の宝物－
時 期) 3月2日(月)～4月9日(木)
場 所) 広島信用金庫八丁堀支店
内 容) 日本や世界の世界遺産の写真パネル展(22点)

(3) 平成10(1998)年度事業内容

テーマ：“いっしょにさがそう いちばん大切なものの”

① 子どもとおとのふれあいフェア

時 期) 10月24日(土)・25日(日)
場 所) 県立生涯学習センター

ア オープニングコンサート

マンドリン、エレクトーンの演奏

イ 子どもとおとのふれあいコーナー

“いっしょに遊ぼう”

けん玉、お手玉、トランボビクス等

“いっしょに考えよう”

絵本展示、絵本の読み聞かせ、絵本づくり、サイエンスショー等

“いっしょにつくろう”

クラフト(あみもの、プラスチックパン、手芸、折り紙、フェルト、エコ風船等)

ウ 展示コーナー

カルチャーセンター合同作品展、社会通信教育展、海田東公民館野外探検隊～エコ活動展示～

エ 映画上映会

「友情」、「ズッコケ三人組－怪盗X物語－」

オ 講演会

講 師：那須正幹(「ズッコケ三人組－怪盗X物語－」の原作者)

テーマ：いちばん大切なもののってなに

カ 高等教育機関連携講座

テーマ：よい子という病

② 協賛事業

ア ほん大好きまつり

時 期) 10月1日(水)～11月8日(土)

場 所) 広島市立中央図書館

イ おはなし会・絵本の読み聞かせ

時 期) 10月の土・日曜日

場 所) 県立図書館、広島市立図書館(中央、中区、東区、南区、こども)等

ウ こどもミニシアター

時 期) 10月4日(土)・18日(土)

場 所) 広島市映像文化ライブラリー

エ サイエンスショー

時 期) 10月の各土曜日

場 所) 広島市こども文化科学館

オ 子育てオープンスペース0・1・2・3のぱりまち

時 期) 10月16日(木)

場 所) 広島市中央公民館

カ 科学研究作品展

時 期) 10月24日(金)～11月3日(月)

場 所) 広島市こども文化科学館

キ ユースフェスティバル'98

時 期) 10月25日(土)

場 所) 広島市中央勤労青少年ホーム

4 生涯学習に関する推進構想等策定状況

【策定市町村：48市町村（策定中を含む）】

市町村名	生涯学習に関する答申・意見具申・推進構想等	策定年度
広島市	広島市社会教育振興計画（答申）	平成6(1994)
大竹市	大竹市生涯学習推進基本構想	平成3(1991)
廿日市市	廿日市市生涯学習推進基本構想	平成元(1989)
佐伯町	佐伯町生涯学習推進基本構想	平成8(1996)
吉和村	吉和村生涯学習推進構想	平成7(1995)
沖美町	沖美町生涯学習推進構想	平成9(1997)
呉市	呉市生涯学習推進基本構想	昭和63(1988)
東広島市	生涯学習のまちづくり推進計画	平成4(1992)
府中町	府中町生涯学習推進基本構想（答申）	平成元(1989)
海田町	生涯学習のできるまちづくり基本構想	平成6(1994)
熊野町	熊野町生涯学習推進計画	平成7(1995)
江田島町	江田島町生涯学習基本構想	平成7(1995)
大和町	大和町生涯学習推進大綱	平成9(1997)
加計町	学校教育のあり方と生涯学習の基本構想	平成4(1992)
戸河内町	戸河内町生涯学習の在り方	平成元(1989)
芸北町	生涯学習のまちづくり構想	平成3(1991)
	「芸北町生涯学習推進体制整備に向けて」提案書	平成6(1994)
	ふるさと自慢運動実施要項	平成8(1996)
大朝町	大朝町の生涯学習の推進にむけて	平成9(1997)
千代田町	新しい時代に対応する生涯学習の振興方策	平成3(1991)
吉田町	吉田町の生涯学習について（答申）	平成2(1990)
	生涯学習を共に学ぶ理念（基本構想）	平成3(1991)
八千代町	八千代における生涯学習の推進について	平成9(1997)
美土里町	美土里町の生涯学習について（答申）	平成3(1991)
	美土里町の生涯学習推進について（意見具申）	平成6(1994)
	これからの中土里町における生涯学習推進体制について（意見具申）	平成8(1996)
高宮町	これからの中土里町における生涯教育の在り方（答申）	昭和62(1987)
甲田町	甲田町生涯学習推進構想	平成2(1990)
向原町	生涯の各時期に対応する向原町社会教育の推進計画について（答申）	平成3(1991)
竹原市	竹原市における生涯学習推進の方策について（答申）	平成4(1992)
三原市	生涯の各時期に対応する三原市社会教育推進計画	昭和63(1988)
	生涯学習推進大綱	平成6(1994)
尾道市	尾道市における今後の生涯学習のあり方について（答申）	平成6(1994)
	尾道市生涯学習推進基本構想	(策定中)
本郷町	生涯学習時代における本郷町社会教育行政の方向・役割について（答申）	昭和62(1987)
	本郷町生涯学習推進構想	平成2(1990)
安浦町	安浦町生涯学習推進指標	平成6(1994)
御調町	御調町生涯学習推進の方向について（答申）	平成5(1993)
向島町	向島町生涯学習推進構想	(策定中)
久井町	久井町長期総合計画	平成7(1995)
甲山町	生涯の各時期に対応する社会教育の推進計画について	平成3(1991)
世羅町	世羅町生涯学習基本構想	昭和63(1989)
	世羅町生涯学習推進体制整備計画	平成元(1989)
世羅西町	世羅西町生涯学習推進構想	平成4(1992)
福山市	福山市生涯学習推進基本構想	平成5(1993)
沼隈町	沼隈町生涯学習のまちづくり推進基本計画	平成2(1990)
神辺町	新しい時代に対応する生涯学習のあり方について（答申）	平成8(1996)
新市町	新しい時代に対応する生涯学習のあり方について	平成7(1995)
油木町	油木町生涯学習推進構想	平成2(1990)
庄原市	生涯学習都市庄原の実現をめざして	平成6(1994)
上下町	生涯学習推進まちづくり構想	平成3(1991)
三良坂町	三良坂町教育推進計画（仮称）	(策定中)
君田村	君田村社会教育行政の推進構想	平成8(1996)
(廻)三和町	三和町生涯学習に関する基本構想	(策定中)
西城町	西城町生涯学習推進構想	平成9(1997)
東城町	生涯学習のまちづくり基本構想	平成7(1995)
口和町	口和町生涯学習基本構想	(策定中)

5 生涯学習都市宣言実施状況

【宣言市町村：5市町】

市町村名	宣言の名称	宣言時期	採択機関等
大竹市	大竹市生涯学習都市宣言	平成9(1997)年3月25日	市議会
廿日市市	生涯学習のまちづくり宣言	平成2(1990)年6月3日	住民大会
熊野町	野の花宣言	平成8(1996)年3月14日	町議会
戸河内町	「生涯学習の町」宣言	平成元(1989)年3月22日	町議会
上下町	生涯学習のある町宣言	平成6(1994)年3月19日	上下町生涯学習推進大会

6 生涯学習フェスティバル実施状況

【実施市町村：18市町村】

市町村名	フェスティバル名称	開始年度	平成10(1998)年度 実施時期
県	まなびメッセ広島	平成4(1992)	11月13～15日
広島市	タノシビトフェスティバル	平成8(1996)	11月29日
廿日市市	廿日市市生涯学習フェスティバル	平成3(1991)	11月14～15日
沖美町	沖美フェスティバル・生涯学習メッセ	平成7(1995)	11月1日
東広島市	東広島市生涯学習フェスティバル	平成2(1990)	10月10～11日
府中町	生涯学習推進のつどい	平成3(1991)	3月6日
黒瀬町	くろせまなびフェスティバル	平成9(1997)	3月13～14日
豊栄町	豊栄まつり	昭和45(1970)	10月24～25日
大和町	だいわまつり(生涯学習フェスティバル)	平成9(1997)	11月14～15日
戸河内町	戸河内町生涯学習フェスティバル	平成9(1997)	11月7～29日
芸北町	芸北高原フェスティバル	平成9(1997)	10月17～18日
竹原市	公民館フェスティバル	平成10(1998)	11月3日
三原市	生涯学習フェスティバル	平成10(1998)	10月24～25日
因島市	まなびメッセ因島生涯学習フェスティバル	平成7(1995)	10月30日～11月1日
内海町	内海町生涯学習まつり	平成10(1998)	11月8日
庄原市	マナビフェスタ庄原	平成3(1991)	11月28～29日
布野村	布野村文化発表会	平成10(1998)	7月5日
吉舎町	生涯学習フェスタ in きさ	平成8(1996)	10月24～25日
西城町	西城町生涯学習フェスティバル	平成10(1998)	10月24～25日

7 生涯学習モデル市町村事業実施状況

市町村名	実施年度										実施内容										
	63 ('88)	元 ('89)	2 ('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)	9 ('97)	10 ('98)	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
戸河内町	←	→										○		○○○							
大竹市	←	→										○○	○	○○							
千代田町	←	→										○○○	○○○								○
甲山町	←	→										○	○	○							
世羅西町		←→										○	○	○○							
福山市		←→										○		○	○						
上下町		←→										○○	○○○○○○								
廿日市市		←→										○		○	○						
府中町		←→										○○	○	○	○	○					
豊平町		←→										○	○	○○							
吉田町		←→										○	○	○							
庄原市		←→										○○		○○	○○						
高宮町			←→									○	○	○							
油木町			←→									○	○								
本郷町				←→								○	○	○○○	○						
安浦町				←→								○	○	○○	○						
三良坂町				←→								○	○	○							
東城町				←→								○	○	○							
吉和村				←→								○		○	○	○					
東広島市				←→								○○	○	○							
江田島町				←→								○	○	○							
加計町				←→								○○		○○							
三原市				←→								○			○						
尾道市				←→								○	○	○							
沖美町					←→							○○○○	○								
熊野町						←→						○									○
筒賀村						←→						○○			○						
比和町						←→						○	○								○
大和町							←→					○	○	○							
竹原市							←→					○○	○	○							
(双)三和町							←→					○○	○○	○○							
実施市町村数	1	4	7	11	10	11	12	11	10	7	6	6	31	5	14	14	6	28	6	1	9
延べ市町村数	1	4	7	12	14	18	24	25	28	31	31										

(実施内容)

a : 学社連携

f : 勤労者の学習機会の拡充

b : 学習情報提供・相談

g : 生涯学習を進める住民大会の実施

c : ボランティア

h : 地域ぐるみの社会参加活動の実施

d : 学習サークル

i : 施設のネットワークづくり

e : 学習プログラムの開発、実践

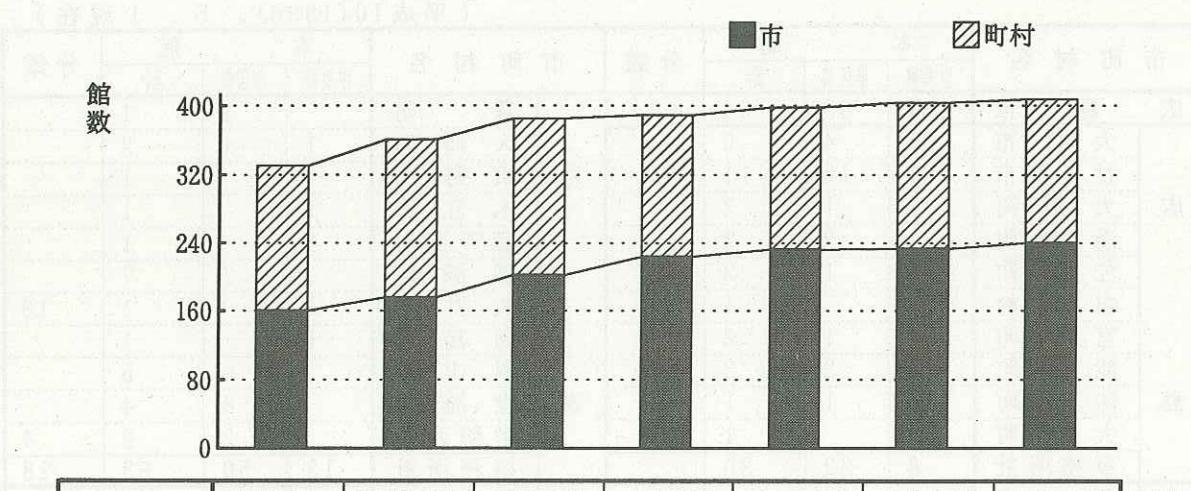
j : その他

8 市町村別公民館数

(平成10(1998). 5. 1現在)

市町村名	本館			分館	市町村名	本館			分館
	中央館	地区館	計			中央館	地区館	計	
広島市	1	63	64		尾道	豊町		1	1
大竹市	1	4	5	大崎町	1	1	2		
廿日市市	1	10	11	東野町	1		1		
大野町	1	1	2	木江町	1		1		
湯来町		2	2	瀬戸田町	1		1		
佐伯町	1	1	2	御調町		7	7		
吉和村	1		1	久井町	1		1	10	
宮島町	1	1	2	向島町	1		1		
能美町	1	2	3	甲山町		5	5		
沖美町		1	1	世羅町		4	4		
大柿町	1		1	世羅西町		2	2	4	
事務所計	8	22	30		事務所計	13	50	63	28
呉市	1	11	12	福山	福山市	1	63	64	
東広島市	1	17	18		府中市		14	14	
府中町		2	2		内海町	1		1	
海田町		2	2		沼隈町	1	1	2	
熊野町	1	3	4		神辺町	1	6	7	
坂町		3	3		新市町	1	4	5	
江田島町	1	4	5		油木町	1	5	6	
音戸町	1		1		神石町	1		1	
倉橋町	1	2	3		豊松村		4	4	
下蒲刈町	1		1		(社)三和町	1	4	5	
蒲刈町				事務所計	8	101	109		
黒瀬町		2	2	三次	三次市		12	12	4
福富町		3	3		庄原市		8	8	
豊栄町	1	6	7		上下町	1		1	
大和町		4	4		総領町	1		1	7
河内町	1	6	7		甲奴町	1		1	3
事務所計	9	65	74		君田村	1		1	8
加計町	1	1	2		布野村	1		1	
筒賀村	1		1		作木村				
戸河内町					吉舎町	1	5	6	
芸北町	1		1		三良坂町	1	3	4	
大朝町	1		1		(社)三和町	1		1	4
千代田町	1	4	5		西城町	1		1	
豊平町	1		1		東城町		7	7	
吉田町	1		1		口和町	1		1	9
八千代町	1		1		高野町	1		1	
美土里町		2	2		比和町	1		1	
高宮町	1	2	3	事務所計	12	35	47	35	
甲田町	1	1	2	次	県 計	62	346	408	77
向原町	1		1						
事務所計	11	10	21						
竹原市		13	13	尾道					
三原市	1		1						
尾道市	1	10	11						
因島市		7	7						
本郷町	1		1						
安芸津町	1		1						
安浦町	1		1						
川尻町	1		1						
豊浜町	1		1						

公民館数の推移



(注) 昭和60(1985)年に、五日市町が広島市に合併。

昭和63(1988)年に、廿日市町が市制施行。

○ 公立図書館一覧

【図書館49館：県立1館，市町村立48館（34市町）】
【点字図書館 1館：県立1館】

（平成10（1998）、5.1現在）

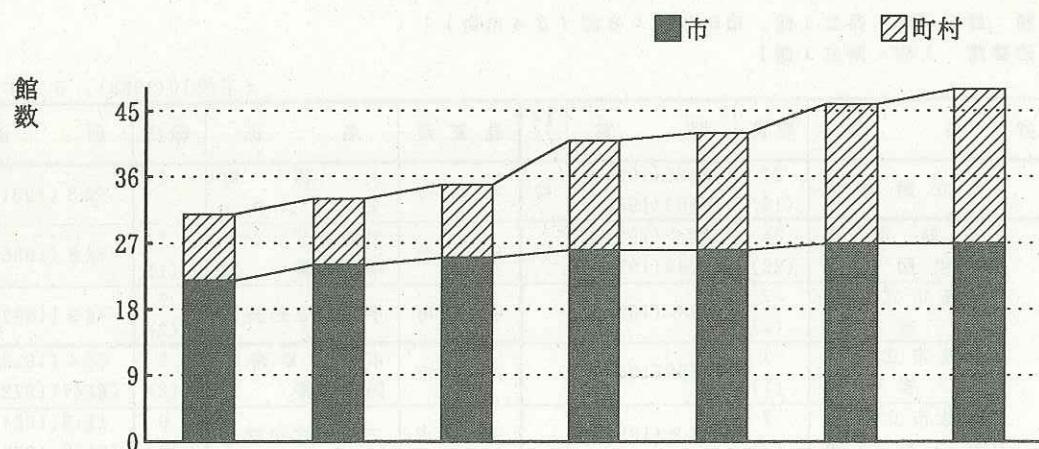
設置者	名称	職員	開館	オンライン	設置者	名称	職員	開館	オンライン
県	県立図書館	27 (16)	昭和26(1951) (昭和63(1988))	◎	大朝町	大朝町文化センター	2	平成3(1991)	○
広島市	広島市立中央図書館	34 (22)	昭和6(1994) (昭和49(1974))	○	高宮町	田園バラツツオ図書館	7 (1)	平成8(1996)	○
	広島市立中区図書館	7 (2)	平成3(1991)		甲田町	甲田町立図書館	7 (2)	平成9(1997)	
	広島市立東区図書館	7 (1)	昭和59(1984)		竹原市	市立竹原書院図書館	5 (2)	昭和4(1929) (昭和47(1972))	○
	広島市立南区図書館	7 (2)	平成2(1990)		三原市	三原市立図書館	9 (2)	大正13(1924) (昭和53(1978))	○
	広島市立西区図書館	7 (1)	平成元(1989)		尾道市	尾道市立図書館	13 (7)	大正4(1915) (平成2(1990))	○
	広島市立安佐南区図書館	8 (1)	昭和60(1985)		因島市	因島市立図書館	7 (4)	平成6(1994)	○
	広島市立安佐北区図書館	8 (2)	昭和58(1983)		安芸津町	安芸津町図書館	2 (1)	昭和27(1952) (昭和50(1975))	
	広島市立佐伯区図書館	8 (1)	昭和63(1988)		川尻町	川尻町図書館	3 (1)	平成6(1994)	○
	広島市まんが図書館	7 (6)	平成9(1997)		甲山町	甲山町立図書館	2 (1)	平成2(1990)	○
	広島市こども図書館	9 (8)	昭和55(1980)		世羅町	世羅町立図書館	1 (1)	平成7(1995)	○
大竹市	大竹市立図書館	6 (3)	平成元(1989)	○	福山市	福山市民図書館	18 (12)	昭和23(1948) (昭和48(1973))	
廿日市市	はつかいち市民図書館	14 (8)	平成9(1997)	○		福山市松永図書館	8 (6)	明治39(1906) (昭和53(1978))	
大野町	大野町図書館	3 (3)	平成7(1995)	○		福山市北部図書館	8 (5)	平成元(1989)	
呉市	呉市中央図書館	17 (10)	大正14(1925) (昭和61(1986))	○	府中市	府中市立図書館	6 (4)	昭和4(1929) (平成4(1992))	
	呉市広図書館		昭和61(1986)		沼隈町	沼隈町立図書館	5 (3)	平成10(1998)	○
	呉市昭和図書館		昭和62(1987)		神辺町	かんなべ町立図書館	9 (3)	平成8(1996)	○
東広島市	東広島市立中央図書館	19 (10)	平成6(1994)	○	油木町	油木町シルトビアカレッジ	3 (1)	平成7(1995)	
	東広島市立サンスクエア図書館	5 (4)	平成4(1992)		三次市	三次市立図書館	6 (3)	昭和29(1954) (昭和55(1980))	○
海田町	海田町立図書館	4 (2)	昭和60(1985)	○	庄原市	庄原市立図書館	4 (1)	昭和29(1954) (平成元(1989))	○
江田島町	江田島町立図書館	5 (3)	明治43(1910) (平成3(1991))	○	甲奴町	甲奴町立図書館	4 (1)	平成6(1994)	○
倉橋町	倉橋町立図書館	6 (4)	平成10(1998)	○	三良坂町	三良坂町立図書館	3 (1)	大正9(1920) (昭和48(1973))	
黒瀬町	黒瀬町立図書館	7 (4)	平成6(1994)	○	(双)三和町	三和町立図書館	5 (2)	平成8(1996)	○
大和町	大和町立図書館	4 (1)	平成2(1990)	○	比和町	比和町立図書館	2	昭和27(1952) (昭和63(1988))	
加計町	加計町立図書館	3	大正12(1923) (昭和49(1974))	○	県	県立点字図書館	6 (1)	昭和37(1962) (昭和63(1988))	

（注）1 「職員」欄の（ ）は、内数としての司書数

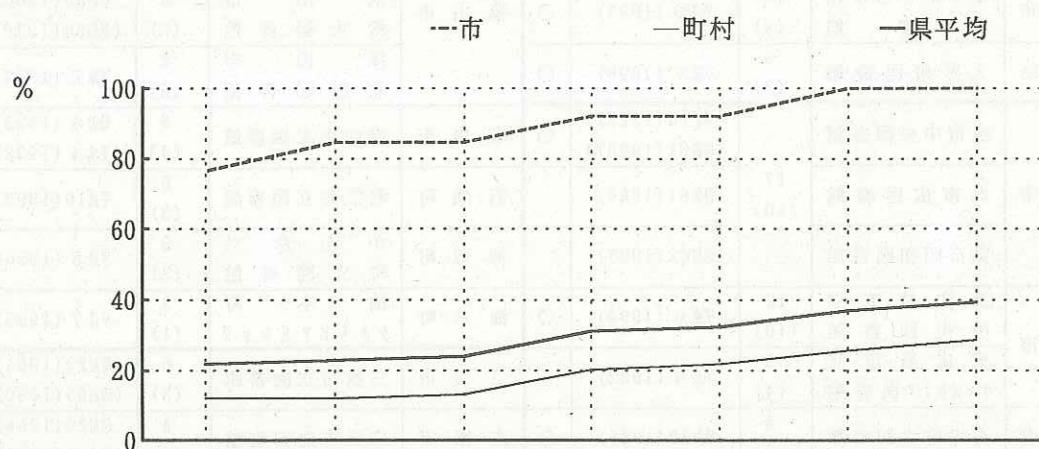
2 「開館」欄の下段は、現在地に新築・開館した年

3 「オンライン」欄は、県立図書館とのオンラインの有無

市町村立図書館数の推移



市町村立図書館設置率の推移



10 博物館一覧

【登録博物館 21館：県立3館、市町村立8館（6市町）、法人立10館】

【博物館相当施設 4館：市町村立3館（3市町）、法人立1館】

（平成10（1998）. 11. 1現在）

設置者	名称	区分	所在地	職員	主な収蔵内容	開館
県	広島県立美術館	登	広島市中区上幟町	16 (9)	絵画、彫刻、工芸	平成8(1996) (昭和43(1968))
	広島県立歴史民俗資料館	登	三次市小田幸町	7 (3)	歴史、民俗	昭和54(1979) (平成7(1995))
	広島県立歴史博物館	登	福山市西町	14 (8)	歴史、民俗	平成元(1989) (昭和3(1991))
広島市	広島市こども文化科学館	登	広島市中区基町	16 (5)	たんけんとりで、太陽望遠鏡、天空の夢の国、 プラネタリウム、サイテック博士のおもしろ研究	昭和55(1980) (昭和55(1980))
	広島市郷土資料館	登	広島市南区宇品御幸	9 (5)	広島市及びその周辺の伝統地場産業関係資料	昭和60(1985) (昭和61(1986))
	広島市交通科学館	登	広島市安佐南区長楽寺	16 (7)	パノラマ、乗り物模型	平成7(1995) (平成7(1995))
	広島市安佐動物公園	相	広島市安佐北区安佐町	74 (6)	動物、標本	昭和46(1971) (昭和47(1972))
宮島町	宮島町立宮島水族館	相	佐伯郡宮島町	16 (2)	実物、標本	昭和34(1959) (昭和35(1960))
呉市	呉市立美術館	登	呉市幸町	8 (2)	近現代美術	昭和57(1982) (昭和58(1983))
竹原市	たけはら美術館	登	竹原市中央	2 (1)	絵画、書画、工芸	平成4(1992) (平成7(1995))
尾道市	尾道市立美術館	登	尾道市西土堂町	4 (2)	絵画、書画、工芸、写真	昭和55(1980) (昭和55(1980))
瀬戸田町	平山郁夫美術館	登	豊田郡瀬戸田町沢	15 (1)	絵画	平成9(1997) (平成10(1998))
福山市	福山市立福山城博物館	登	福山市丸の内	9 (2)	考古、民俗、美術、歴史の資料	昭和41(1966) (昭和42(1967))
比和町	比和町立自然科学博物館	相	比婆郡比和町比和	3	モグラを含む哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、 淡水魚、昆虫、植物	昭和26(1951) (昭和38(1963))
(財)ひろしま美術館	ひろしま美術館	登	広島市中区基町	10 (2)	印象派を中心とする19世紀以降のヨーロッパ近 代絵画・版画・彫刻と明治以降の日本近代絵画	昭和53(1978) (昭和53(1978))
宗教法人平等大慧会	王倉城美術宝物館	登	佐伯郡大野町亀ヶ岡	8 (3)	日本・中国の絵画・書、蘇州版画・陶器・工芸、 竹内栖鳳資料	昭和56(1981) (昭和58(1983))
宗教法人厳島神社	厳島神社宝物館	登	佐伯郡宮島町	62 (4)	刀剣、甲冑、絵画、工芸、染織	昭和9(1934) (昭和27(1952))
宗教法人耕三寺	耕三寺博物館	登	豊田郡瀬戸田町瀬戸田	46 (2)	仏教美術、茶道美術、近代日本美術	昭和27(1952) (昭和27(1952))
(財) 遺芳文化財団	日本はきもの博物館	登	福山市松永町	14	はきもの類と関連民具	昭和53(1978) (昭和53(1978))
	日本郷土玩具博物館	登		(3)	郷土玩具	平成6(1994) (平成6(1994))
(財)しぶや美術館	しぶや美術館	登	福山市三之丸町	2 (1)	小林和作の油彩画、地元作家の油彩画・水彩画	平成5(1993) (平成6(1994))
(財)能宗文化財団	福山自動車時計博物館	登	福山市北吉津町	6 (2)	昭和初期～40年前後の二輪・三輪・四輪・原動 機付自転車、江戸期の和時計	平成元(1989) (平成6(1994))
トーホー株式会社	ガラスの里博物館	相	広島市安佐北区大林	6 (2)	古代オリエントガラス	昭和59(1984) (昭和8(1996))
(財)住建美術館	住建美術館	登	佐伯郡吉和村	4 (2)	マイセン磁器、アルヌヴォーのガラス、 日本絵画	平成8(1996) (平成9(1995))
(財)泉美術館	泉美術館	登	広島市西区商工センター	4 (1)	国内外の洋画、日本画、彫刻、東洋陶磁器	平成9(1997) (昭和9(1997))

(注) 1 「区分」欄の「登」は登録博物館を、「相」は博物館相当施設を表す。

2 「職員」欄の()は、内数で学芸員数。

3 「開館」欄の下段は、登録または指定された年。

11 青少年教育施設一覧

【青少年教育施設 26 施設：県立 4 施設、市町村立 21 施設（14 市町村）、国立 1 施設】

（平成 10(1998). 5. 1 現在）

設置者	名称	職員	宿泊定員	主な施設内容	開設
県	県立七塚原青年の家	5 (2)	73	研修室、和室、体育館	昭和 46(1971)
	県立ふれあいの里 青年の家	5 (2)	200	研修室、視聴覚室、ホール、図書室、 体育館	昭和 56(1981)
	県立吉田少年 自然の家	6 (3)	205	ホール、観察室、標本室、相談室、 体育館	昭和 48(1973)
	県立福山少年 自然の家	5 (2)	202	研修室、標本室、ホール、天体観測室、 体育館	昭和 55(1980)
広島市	広島市青少年 センター	10 (5)	—	ホール、会議室、音楽室、美術室、 陶芸・生活実習室	昭和 41(1966)
	広島市似島臨海 少年自然の家	9 (4)	364	体育棟、生活棟、宿泊棟、キャンプ場、 グラウンド	昭和 59(1984)
	広島市三滝少年 自然の家	8 (4)	200	研修室、宿泊棟、食堂、体育館、 ファイサー場	昭和 53(1978)
	広島市国際青年会館	4	94	研修室、宿泊研修室、自炊室、宿泊室	平成 3(1991)
大竹市	大竹市勤労青少年 ホーム		—	研修室、会議室、集会室、料理講習室、 音楽室、軽運動室	昭和 56(1981)
呉市	呉市広青年教育 センター	4	—	料理実習室、ホール、学習室、会議室、 図書室、体育館	昭和 44(1969)
	呉市大空山青年の家	4 (1)	100	集会室、宿泊室、食堂、談話室、和室	昭和 41(1966)
海田町	海田町立青少年 センター	4	—	ホール、会議室	昭和 60(1985)
大朝町	大朝町農村青年会館		—	研修室、会議室	昭和 53(1978)
三原市	三原市青年の家 「さしまセミナーハウス」	2	60	会議室、視聴覚室、宿泊室、図書室	平成 8(1996)
	三原市勤労青少年 ホーム	5 (4)	—	音楽室、講習室、集会室、軽運動室	昭和 59(1984)
尾道市	尾道市勤労青少年 ホーム	4 (3)	—	集会室、トレーニング室、講習室、 料理実習室、音楽室	昭和 47(1972)
	尾道市青少年 センター	7	—	相談室、会議室	昭和 39(1964)
因島市	因島市勤労青少年 ホーム	4 (3)	—	料理実習室、会議室、研修室、体育館、 軽運動室	昭和 60(1985)
	椋の里ゆうあい ランド交流館		50	多目的ホール、研修室、和室、指導室、 食堂、喫茶室	平成 5(1993)
豊町	豊町ふるさと学園		40	宿泊室、研修室	昭和 55(1980)
久井町	久井町青少年研修 センターあすなろ		100	研修室、ホール、食堂、和室	昭和 63(1988)
油木町	仙養ヶ原青少年 センター	2	600	青少年センター、ファイサー場、広場、 キャンプ場、炊事棟	昭和 44(1969)
三次市	三次市青少年 センター	4 (2)	—	学習室、相談室、会議室	平成 7(1995)
総領町	ふるさとセンター 田緑(たぶさ)		196	学習室、談話室、宿泊室、食堂	昭和 61(1986)
比和町	比和町青年研修所		—	集会室、和室、研修室、炊事場	昭和 39(1964)
国	国立江田島青年の家	25 (6)	400	講堂、研修室、視聴覚室、和室	昭和 43(1968)

(注) 「職員」欄の()は、内数としての指導系職員数

12 特色ある生涯学習関連施設例

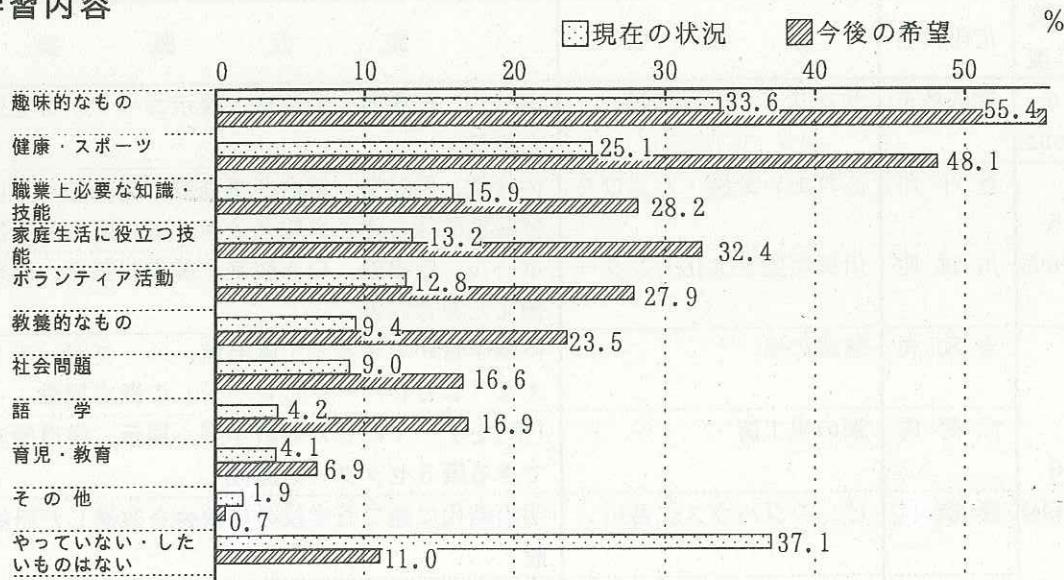
(平成4(1992)~10(1998)年度設置)

設置年度	市町村名	施設名	施設概要
4 (1992)	東広島市	サンスクエア東広島	ホール、図書館、研修室、展示コーナー等を備えた複合施設
5 (1993)	豊平町 川尻町	ふれあい公園・とよひら 川尻町総合文化センター	体育館、野球場、宿泊研修施設、資料館、そば打ちの体験施設等を備えた総合公園。道の駅として認定 ホール、図書館、OA教室、美術工芸室、調理室等を備えた複合施設
6 (1994)	吉和村 熊野町 豊松村	魅惑の里 筆の里工房 ビレッジハウス仁呂川	体験学習ができる木工陶芸館、ハーブガーデン等を備えた「よしわパークビレッジ」の拠点施設 「筆」をテーマにした体験学習、展示、書道講座を開催できる第3セクターの施設 明治時代に建てた学校の廃校舎を改修した研修宿泊施設
7 (1995)	甲奴町 黒瀬町 高宮町	ジミー・カーター シピックセンター 黒瀬町文化センター 田園パラツォ	平和学習センター、図書館、プラネタリウム等を備えた複合施設で、町の生涯学習センター的な役割 2つの多目的ホール、図書館、会議室、調理実習室等を備えた複合施設 ホール、図書館、民族資料館、宿泊施設等を備えた複合施設
8 (1996)	世羅町 油木町 河内町	せら文化センター シルトピアカレッジ ふれあい交流館	図書館、ホール等を備えた複合施設で、町の生涯学習センター的な役割 図書館、民俗資料室、展示室、研修室等を備えた複合施設 文化情報コーナー、児童図書や女性に配慮した図書を充実した図書室、多目的ホール等を備えた複合施設
9 (1997)	三原市 神辺町 (仮)三和町	さぎしまセミナーハウス 神辺町文化会館 みわ文化センター	小学校の廃校舎を改修した青少年教育施設(青年の家) 神辺本陣をイメージし、大小ホールや図書館等を備えた複合施設 図書館、ホール、ギャラリー、研修室等を備えた複合施設
10 (1998)	廿日市市 福山市 倉橋町 沼隈町	廿日市市文化センター 明王台公民館 桂浜ふれあいセンター 沼隈町生涯学習センター (ぬまくまガーデンアリスト)	市庁舎と併設し、文化ホール、美術ギャラリー、図書館等を備えた複合施設 小学校との複合施設 楽習館(調理研修室、ギャラリー等)、図書館、健康館(健康相談室)、温泉館からなる複合施設 図書館、山本瀧之助記念室、ギャラリー、創作室等を備えた複合施設

13 生涯学習に関する県民意識調査結果（抄）

（平成7（1995）年 広島県立生涯学習センター）

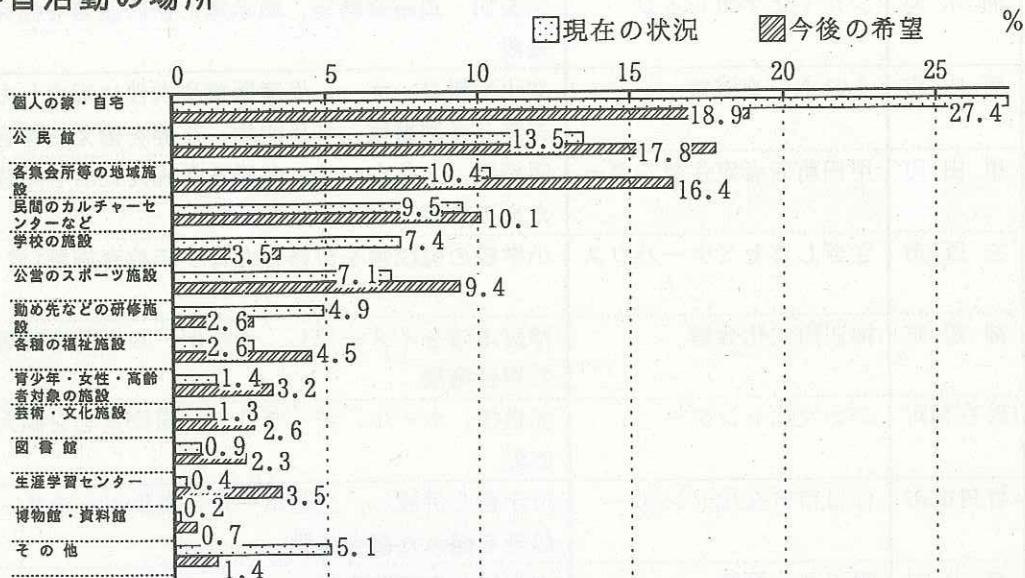
（1）学習内容



一定期間継続して生涯学習活動を行っている人（回答者の62.6%）の活動内容は「趣味的なもの」が33.6%で最も多く、次いで「健康・スポーツ」が25.1%，「職業上必要な知識・技能」が15.9%，「家庭生活に役立つ技能」が13.2%となっており、幅広い分野にわたり学習活動が行われています。

回答者の約9割の人は、今後、何らかの生涯学習を行う意向を示しており、その活動内容の主なものは、現在行っている内容と概ね同じ傾向です。

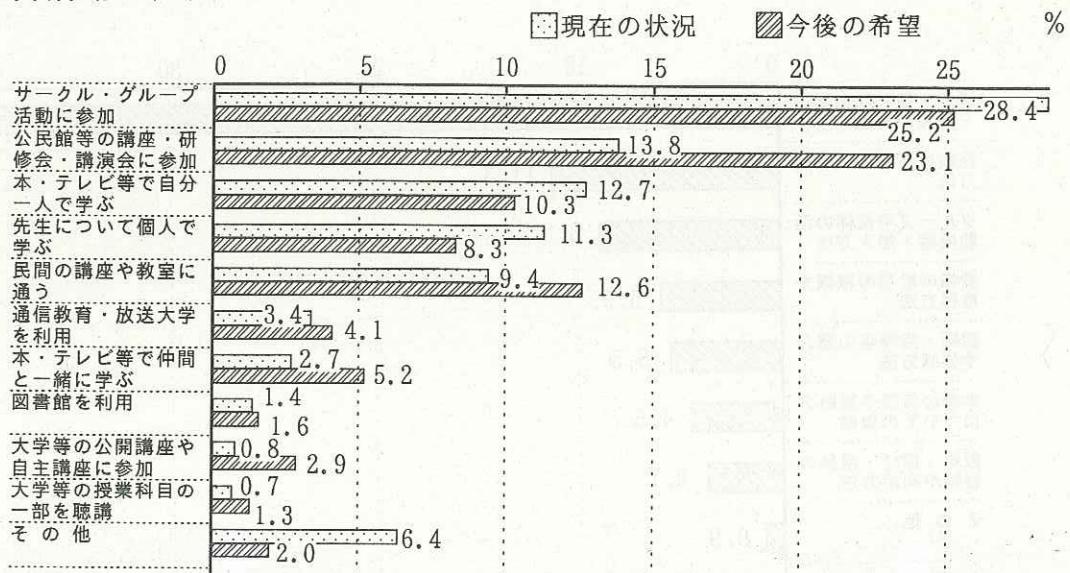
（2）学習活動の場所



活動の場所は「個人の家・自宅」が27.4%と最も多く、次いで「公民館」が13.5%，「各集会所等の地域施設」が10.4%となっており、公的施設で活動を行っている人が半数近くになっています。

今後は、施設での学習を希望する人が多く、地域の人々と一緒に活動したいという意向が強く現われています。

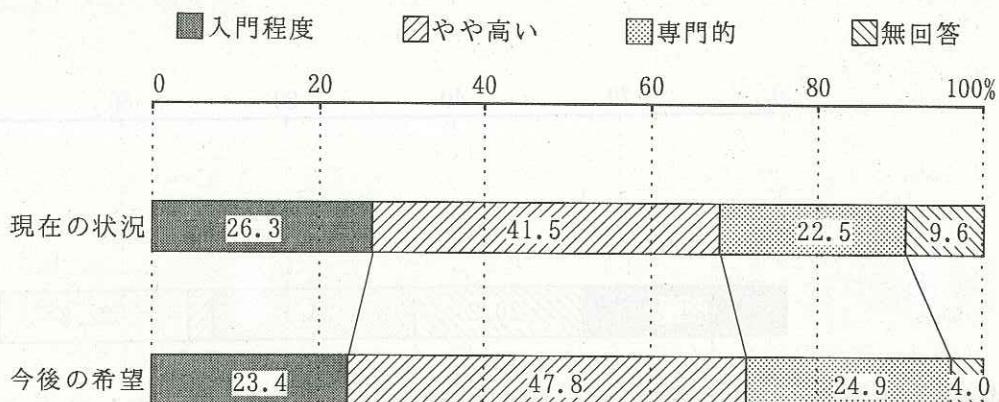
(3) 学習活動の方法



活動の方法は「サークル・グループ活動に参加」が28.4%と最も多く、「公民館等の講座・研修会・講習会に参加」が13.8%で続いており、地域の人々と一緒に活動している人が多くなっています。

「(2) 学習活動の場所」でも現われているように、今後、その意向がますます強くなると思われます。

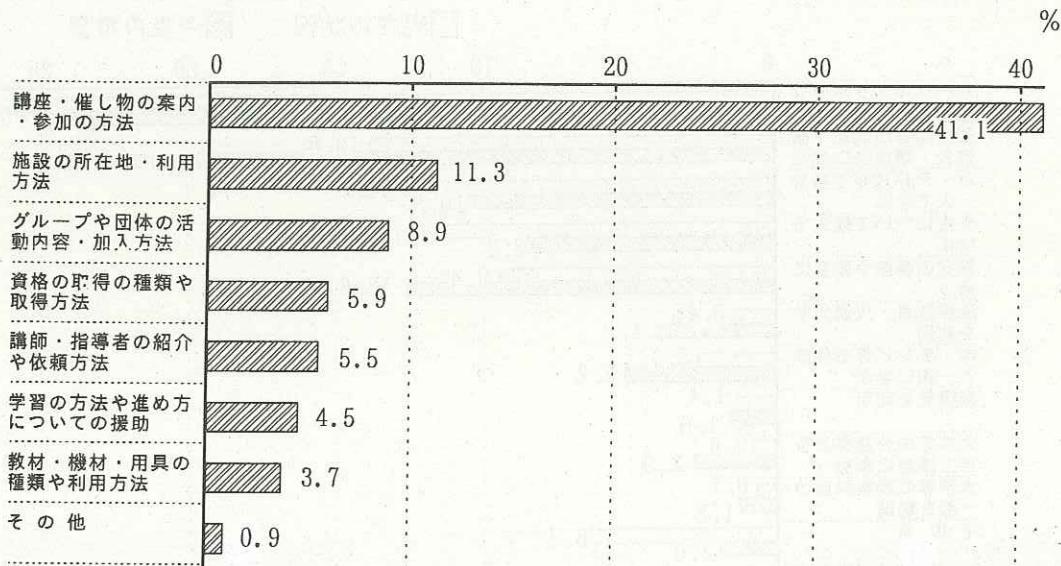
(4) 学習活動の程度



「入門よりやや程度が高い」が41.5%と最も多くなっています。

今後は、「入門よりやや程度が高い」が47.8%，「かなり程度の高い専門的なもの」が24.9%となっており、高度で専門的なものを見る傾向が強くなっています。

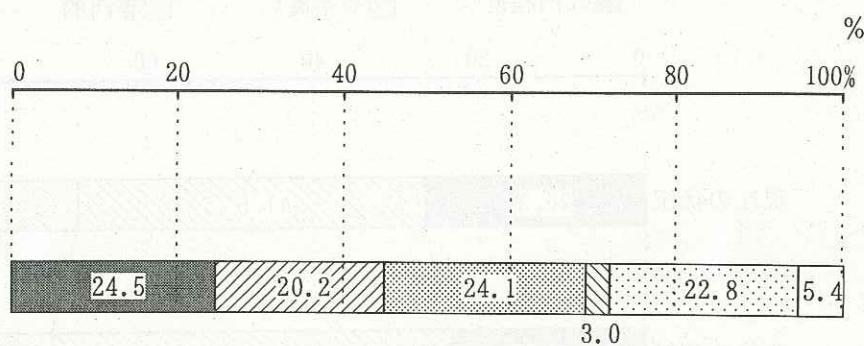
(5) 提供してほしい情報



生涯学習に関する情報提供を8割を超える人が望んでおり、希望する内容は「講座・催し物等の案内・参加方法」が41.1%と最も多く、次いで「施設の所在地・利用方法」が11.3%となっています。

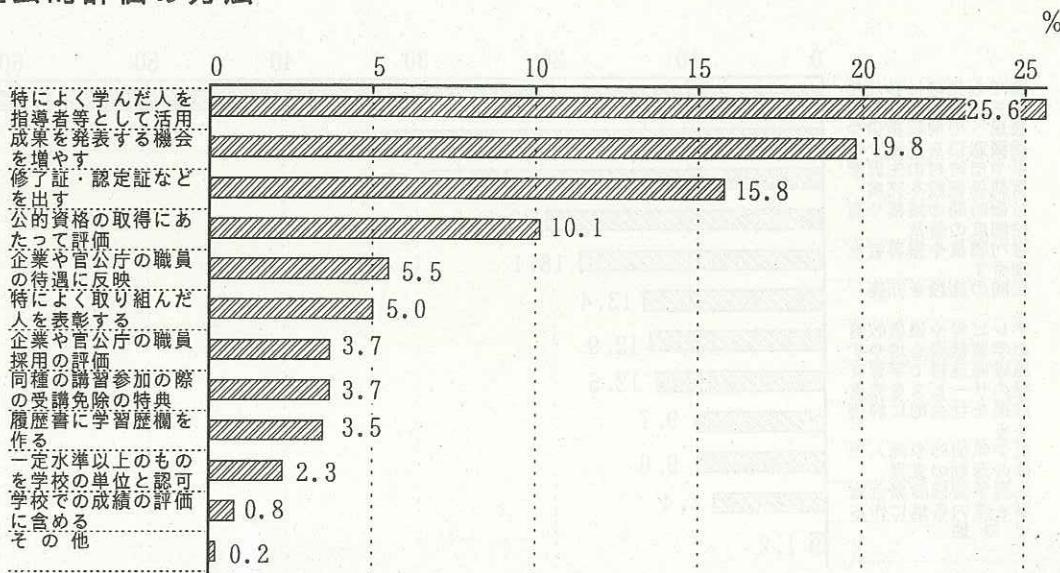
(6) 社会的評価に対する考え方

社会的に評価することが望ましい
 一定水準以上のものと評価するのがよい
 社会的に評価すべきではない
 その他
 わからない
 無回答



学習成果を社会的に評価することに対しては、「一定水準以上のもの」に限って評価する意見を含めると社会的評価を支持する人が半数近くを占め、反対する人を大きく上回っています。

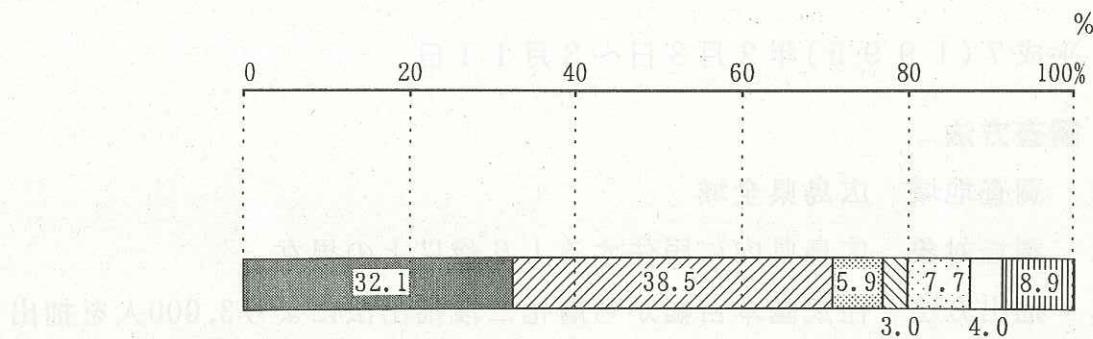
(7) 社会的評価の方法



学習成果の評価の方法としては、「指導者としての活用」が25.6%と最も多く、次いで「成果を発表する機会を増やす」が19.8%となっているなど社会参加を求める声が多くなっています。現在最も多く見受けられる「修了証・認定証などを出す」は、15.8%にとどまっています。

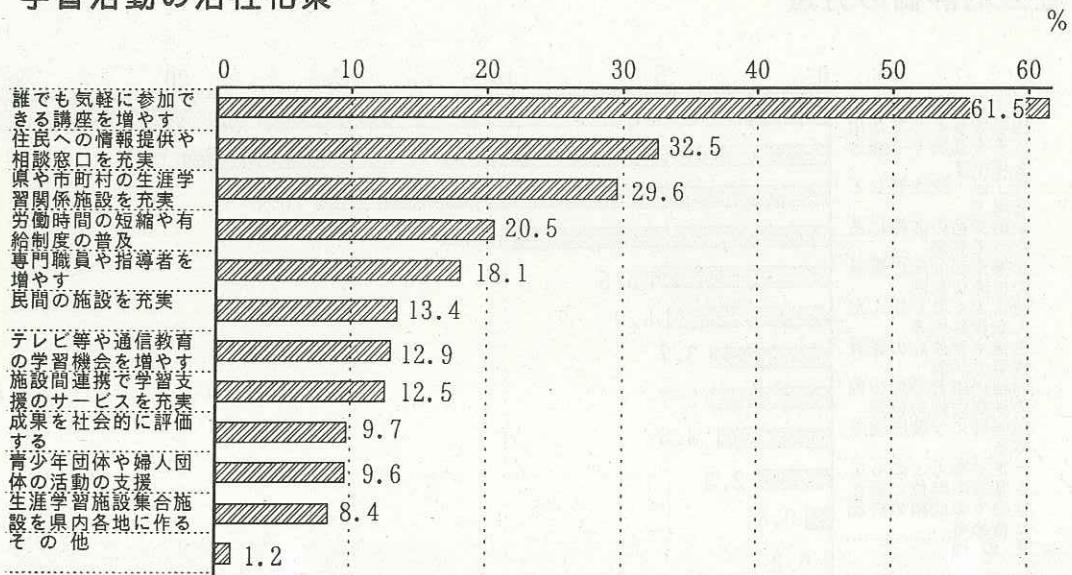
(8) 身近な場所で行われていない場合の方法・手段

■ 県内のどこでも学習できる仕組みを作る ■ いろいろな施設が学習の事業を提供する ■ 大学の講義が近くで聴講できる仕組み ■ 電話やテレビ・パソコンで講座内容認知 ■ 電話やテレビ・パソコンで講座内容学習
 その他 無回答



「いろいろな施設が事業を提供」の38.5%、「どこでも学習できる仕組みをつくる」の32.1%が主なものです。一方、パソコンなどニューメディアによる情報提供や学習活動によるニーズはさほど多くありません。

(9) 学習活動の活性化策



「誰でも気軽に参加できる講座を増やす」が61.5%と最も期待されています。「情報提供・窓口の充実」が32.5%、「施設の充実」が29.6%と続いており、各人のニーズに合わせた多様な講座等の提供を望んでいます。

【調査の概要】

○ 調査期間

平成7(1995)年2月8日～3月11日

○ 調査方法

- 1 調査地域 広島県全域
- 2 調査対象 広島県内に居住する16歳以上の男女
- 3 抽出方法 住民基本台帳から層化二段抽出法により3,000人を抽出
- 4 調査方法 郵送により配布・回収

○ 回収状況

- ・ 調査票配布数 3,000票
- ・ 回収数 1,407票 (回収率 46.9%)
- ・ 有効回収数 1,347票 (回収率 44.9%)

14 広島県生涯学習推進構想の策定経過

平成9(1997)年9月3日	平成9(1997)年度第1回広島県生涯学習推進会議開催
12月19日	平成9(1997)年度広島県生涯学習推進会議第1回専門部会開催
平成10(1998)年1月27日	平成9(1997)年度広島県生涯学習推進会議第2回専門部会開催
3月10日	平成9(1997)年度広島県生涯学習推進会議第3回専門部会開催
3月26日	平成9(1997)年度第2回広島県生涯学習推進会議開催
4月21日	平成10(1998)年度第1回広島県生涯学習推進連絡協議会開催
6月19日	中間まとめ
7月	中間まとめに対する意見集約
8月19日	平成10(1998)年度広島県生涯学習推進会議専門部会開催
9月2日	平成10(1998)年度広島県生涯学習推進会議開催
9月16日	平成10(1998)年度第2回広島県生涯学習推進連絡協議会開催
平成11(1999)年2月1日	策定

15 広島県生涯学習推進会議設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習を総合的に推進するため、広島県生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 生涯学習の総合的な推進体制に関すること。
- (2) 生涯学習事業を実施する関係機関・団体等相互の情報交換及び連携・協力に関すること。
- (3) 生涯学習関連事業の実態把握及び調査研究に関すること。
- (4) 生涯学習に関する学習プログラム及び事業の開発に関すること。
- (5) 生涯学習の啓発・普及に関すること。
- (6) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、報道関係者、団体関係者、市町村関係者、学校関係者、民間事業者及び県職員のうちから教育長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第5条 推進会議に、議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は、会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 推進会議は、必要に応じ、教育長が招集する。

(専門部会)

第7条 推進会議に、第2条に掲げる事項を専門的に研究協議するため専門部会を置くことができる。

2 専門部会委員は、教育長が別途委嘱する。

3 部会長は、議長をもって充てる。

4 専門部会は、部会長が招集する。

(参考人)

第8条 推進会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第10条 その他、推進会議に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

16 広島県生涯学習推進会議委員名簿

(平成9(1997)年9月3日～平成10(1998)年9月2日)

- ☆ 有 本 章 広島大学教授・大学教育研究センター長
安 藤 欣 賢 中国新聞社論説副主幹
◎ 池 田 秀 男 安田女子大学教授・生涯学習研究所長
井野口 慧 子 詩人
岩 田 京 子 府中町立府中南公民館長
岡 本 泰 枝 広島県体育指導委員協議会副会長
梶 原 伸 之 広島市教育委員会生涯学習部長（平成10(1998)年4月1日から）
絹 原 黙 夫 広島商工会議所事務局長（平成10(1998)年4月1日から）
佐 伯 亨 中国放送報道制作局長
柴 田 大三郎 瀬戸田町長
竹 本 輝 男 広島市教育委員会生涯学習部長（平成10(1998)年3月31日まで）
中 村 徹 朗 部落解放同盟広島県連合会委員長
☆ 野 原 建 一 広島県立大学教授
林 辰 也 広島県専修学校各種学校連盟会長
宮 脇 勝 司 広島商工会議所事務局長（平成10(1998)年3月31日まで）
三 好 久美子 余暇生活開発士、ボランティアグループ「リードシアター」代表
○ 元 廣 清 志 前広島県P.T.A連合会会长、尾道市体育協会会长
山 中 幸 平 学校法人山中学園理事長

(凡例) ◎：議長（専門部会長を兼ねる）

○：副議長（専門部会委員を兼ねる）

☆：専門部会委員

17 広島県生涯学習推進連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 県民の生涯にわたる学習活動を効果的に進めるに当たって、関係部局相互の密接な連携を確保し、総合的な推進を図るため、広島県生涯学習推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 生涯学習に関する施策の連絡調整に関すること。
- (2) 生涯学習の普及・啓発に関すること。
- (3) 生涯学習の場の開発に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員で構成する。

2 会長は、管理部長をもって充てる。

3 副会長は、管理部次長をもって充てる。

4 委員は、別表1の職にある者をもって充てる。

(協議会)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、主宰する。

2 協議会は、特定事項について、関係する委員のみで開催することができる。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

副会長が複数ある場合は、会長の職務を代行する副会長は会長があらかじめ指名する。

(ワーキンググループ)

第5条 協議会の所掌事務について調査・立案、関係情報の収集・提供を行うため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、班長と班員で構成する。

3 班長は、教育委員会事務局管理部生涯学習課長をもって充て、班員は、委員の委嘱する課（室）の職員の中から当該委員が指名した者とする。

4 班長は、必要に応じてワーキンググループを招集し、主宰する。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会事務局管理部生涯学習課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

